

# 第 1 回世羅町議会定例会会議録

令和 8 年 3 月 10 日

第 3 日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和 8 年 第 1 回世羅町議会定例会 (第 3 号)

令和 8 年 3 月 10 日  
午前 9 時 00 分開議  
於：世羅町役場議場

第 1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	亀田知宏	2番	佐倉悠希
3番	矢山靖	4番	宗重博之
5番	佐々木浩康	6番	福永貴弘
7番	向谷伸二	8番	上本剛
9番	松尾陽子	10番	藤井照憲
11番	田原賢司	12番	高橋公時

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町長	奥田正和	副町長	金廣隆徳
会計課長	市尻孝志	総務課長	升行真路
財政課長	矢崎克生	企画課長	藤川道代
税務課長	小林英美	町民課長	道添毅
子育て支援課長	藤井博美	健康保険課長	官崎満香
福祉課長	和泉美智子	産業振興課長	住田谷保
商工観光課長	山崎誠	建設課長	福本宏道
上下水道課長	広山幸治	せらにし支所長	前川弘樹
教育長	早間貴之	学校教育課長	藤原康治
社会教育課長	正田一志		

5. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(3名)

事務局長	黒木康範	書記	迫林威宏
嘱託書記	貞光有子		

令和8年第1回定例会一般質問通告事項一覧

【質問期日 令和8年3月10日】

順番	質問者	質問事項
1	10番 藤井照憲	1 農業の所得を稼ぐべき姿とは
2	2番 矢山 靖	1 要支援者を守る体制は本当に機能しているのか 2 ケアマネジャー不足と介護保険制度の持続性について
3	7番 向谷伸二	1 高齢者世帯への支援体制は

開 議 9 時 0 0 分

(起立・礼・着席)

○議長（高橋公時） ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

日程第1 昨日に引き続き一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に 農業の所得を稼ぐべき姿とは 10 番 藤井照憲議員。

○10 番（藤井照憲） 議長。

○議長（高橋公時） 10 番 藤井照憲議員。

物品の持ち込みについて、これを許可しております。

○10 番（藤井照憲） 議長の発言許可を得ましたので、早速ですが通告に基づき質問に入らせていただきます。

質問は、「農業の所得を稼ぐべき姿とは」と題して「稼げる農業」についてお伺い致します。産業としての魅力を引出したいと、このような思いで質問いたします。

昨年の 12 月、第 4 回世羅町議会定例会において、「世羅町第 3 次長期総合計画基本構想が可決しました。この長期総合計画には、人口減少や少子高齢化が進行する中、生産年齢人口が減少する一方、老年人口が増加することにより、一人の高齢者を支える現役世代の人口が減少すると共に、地域の活力の低下が懸念されているとされています。

このため、本町の産業や文化などの付加価値を高め、地域課題の解決を図りつつ、魅力あるまちづくりに向けて、着実に施策を進める必要があります。長期的な視点で総合的・計画的な施策を推進すると定められております。世羅町第 3 次長期総合計画の基本計画における農業は、「活力ある仕事づくり」と位置付け、今後も産業振興の中心としていく方針が示されています。

私も、農業を産業振興の中心として育成すべきものと考えており、中心産業として育てるための方策をお伺いしたいと思います。

まず、2025 年の農林業センサス広島県の概要を見ると、基幹的農業従事者数

(個人経営体)では、確実に高齢化が進み、従事者数のうち70歳代人口は約47%を占めています。

さらに、65歳以上の高齢者は約83%であります。基幹産業の行末を不安に思うのは私だけではないと思うところであります。

私は、定例会の一般質問に於いても農業問題を多く取上げ、さまざまな角度から施策の必要性を提案してまいりました。

最近では、令和4年6月定例会一般質問において「基幹的農業の方策は」と題して、町の農業を維持発展させる方策をお伺いし、食糧自給率が低いことへのご答弁では「国内で食料を供給できる体制を維持しておくことが農業を基幹産業としている本町の使命」と、このようにご答弁されています。

また、令和5年3月定例会一般質問では、「農業振興ビジョン」改定に当たっては、長期的な4つの振興ビジョンを示され、「所得の向上による持続可能な農業の実現を目指す」とのお答えを伺っております。

令和6年3月定例会の一般質問では、「所得向上による農業の実現」と題して、今回と同様に「リーサスの地域経済循環図」を用いて農業の現状と課題を伺ったところであります。収益性の見直しや有利販売につながる対策及び地域特性を活かした付加価値の向上など、農商工観、これらの連携によるブランド化や産地化を進める必要があるとご答弁されています。

今回の質問は、先の「リーサスの地域経済循環分析」を基に、第3次長期総合計画に定める農業が、「中心産業政策としては必ずしも整理され切れていない。」という疑問を抱かざるを得ないことから、長期総合計画における農業振興へのお考えをお伺いすることに致しております。

私自身が感じている主な課題を「リーサスの地域経済循環分析」からお伺いします。質問は大きく分けて6問行います。

はじめの質問は、現状認識をお伺いします。第3次長期総合計画を策定されるに当たって、前期の第2次長期総合計画に定められた「ものづくり」に於ける事業の中で、農業政策の達成できなかった事業の理由及びやり方を工夫した点や想定外の事案など地域産業に対する現状認識をお伺いします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 藤井照憲議員の「農業の所得を稼ぐべき姿とは」のご質問にお答えいたします。まず現状認識についてのご質問でございます。

これまでも藤井議員におかれましては、農業政策について多岐にわたりご質問をいただいたところでございます。中でもちょうど昨年、一昨年ぐらいから令和の米騒動がありまして、農業者においても物価高騰の折に米価が上がったというのは一つ嬉しいニュースではあったものですね、今後このままずっといくのではないというような不安な面もたくさんございます。そういったところから、きちっとマネジメントできるような農業、若手が育てるような農業を進めていかねばならないとの思いを持っているところでございます。

農業分野におきましては、これまでさまざまな工夫を重ねながら施策を展開してきたところでございます。具体的には、県等の関係機関と連携した担い手育成協議会での取組みを通じた新規就農者や後継者の確保、また、専従の農地中間管理機構相談員を設置し、農地の集積・集約化を加速させるなど、生産体制の強化に努めてまいりました。これらの取組みにつきましては、一定の成果があったものと認識しております。

しかしながら、それでもなお、担い手の高齢化の進行は想定を上回る状況にございます。2025年農林業センサスに見られるとおり、基幹的農業従事者の約8割以上が65歳以上という現状に加え、肥料や燃油等の価格高騰、さらには高温化をはじめとする気候変動の影響により、従来の想定や対策だけでは十分に対応しきれない局面に移行していると認識しているとともに、重く受けとめているところです。

○10番（藤井照憲） 議長。

○議長（高橋公時） 10番 藤井照憲議員。

○10番（藤井照憲） 資料をお願いします。最初に触れましたように、今年の2025年農林業センサスの結果から、広島県の状況を見ますと、一番下の紫色の棒グラフが令和7年を示しております。この表からは農業従事者の高齢化が読み取れます。さらに、農業従事者の減少もはっきりと伺い知ることができます。広島県の農業従事者の平均年齢は72歳で、全国平均より約5歳高齢化が進んでおるところでございます。

そこで高齢化の進展と担い手不足は、喫緊の課題であります。あまり猶予はな

いと思いますが、具体的には何が必要でしょうか。高齢化の現実への対応をお伺いします。

○産業振興課長（住田谷 保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保） 高齢化への具体的な対応でございますが、高齢化への進展への対応としまして、まず担い手の確保というのが必要になってくると思います。担い手確保また農地の受け手作りを同時に進めていくことが必要であろうと考えておるところでございます。具体的には、担い手育成協議会を中心としまして、新規就農者、また後継者の確保に取り組むとともに、併せて農地中間管理機構の活用によりまして、農地の集約を進めてまいりたいと考えております。併せまして法人間の連携、法人同士ですね、法人間連携や、集落営農の機能強化を進めることで、地域全体で農地を維持していく体制作りを進めていく必要があると考えております。以上でございます。

○10番（藤井照憲） 議長。

○議長（高橋公時） 10番 藤井照憲議員。

○10番（藤井照憲） もう1点お伺いします。生産体制の強化が今以上に必要だと思います。国の補助枠に捉われず、機械化や省力化品種への取り組みなど、独自の取り組みを推進してはどうでしょうか。お考えをお伺いします。

○産業振興課長（住田谷 保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保） 現状に於いて農林業の振興対策事業の中で、スマート農業機械導入支援等、さまざまな町独自の支援策を設けております。今後もさまざまな場面で農家の皆様のご意見を伺いながら、事業のスクラップアンドビルドですね、必要なものは入れていく、使わなくなったものは外していくということを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○10番（藤井照憲） 議長。

○議長（高橋公時） 10番 藤井照憲議員。

○10番（藤井照憲） 次に、長期総合計画に位置付ける「活力ある仕事づくり」における農業は、量的には「強い産業」と言えますが、労働生産性では全国平均を下回っています。今後の農業振興は、所得構造の転換を図るべきと考えますが、

位置づけをどのようにお考えかお伺いします。

○産業振興課長（住田谷 保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保） 2点目の「地域の所得循環構造は」についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、生産額が一番多い分野が農業であるという強みを活かすためにも、今後の農業振興は所得構造の転換を図るべきであると考えております。収益性の見直しや有利販売につながる対策、地域特性を活かした付加価値の向上などを重要事項と位置づけ進める必要があると考えております。

○10番（藤井照憲） 議長。

○議長（高橋公時） 10番 藤井照憲議員。

○10番（藤井照憲） 資料2をお願いします。この表は、リーサスと呼ぶもので、地域経済に関するビッグデータを地図上やグラフで見える化できる政府のシステムでございます。今回使用したデータは、環境省が提供している地域経済循環分析を使って、日本政策投資銀行グループの㈱価値総合研究所のプログラムを基に解析したものです。

それでは、「なぜ、地域経済が活性化しないのか」ここには、地域の経済が「循環構造」になっていないためだと言われていています。地域経済循環構造を構築するためには、「地域の稼ぐ力」＋（プラス）所得の循環が必要になります。そして、地域の稼ぐ力を付けるためには、①地域の得意な産業若しくは強い産業で外から稼ぐ、次に不得意な産業は地域外の企業に任せる、3番目に得意な産業（又は強い産業）と取引を拡大させる。このようになると思います。

次に、「所得の循環構造」を創るためには、地域企業が地域内で活躍する、2番目には地域内取引を拡大する、3番目には地域の余剰資金を活用する、4番目に地域の人材を活用する。このように、地域内で所得の好循環が生まれると活性化するものと考えます。

それでは、世羅町の所得循環構造をこの表で解説しますと、左下に「生産・販売」額が441億円とあります。この額は、付加価値額いわゆる、GDP（粗利益）で地域の稼ぎを分配する前の「もうけ」の部分の総額を表しています。この分析で、地域の経済を生産面で支えている産業は何か、そして、各産業の労働生産性

ほどの程度で、それが他地域と比較して優位と言えるのかを把握することができます。

中央にある分配は、地域住民に分配される「雇用者所得」及び「その他所得」の額を示しています。所得の 441 億円に加え、地域外から所得 48 億円、国からの補助金などの所得 178 億円、地域外に出る本社等の所得はマイナス 13 億円となり、総額で 654 億円稼いだこととなります。

次に、右下の「支出」でございます。支出 441 億円は、民間消費額、民間投資額、その他の支出を示しております。654 億円稼いでいますが、地域外から 38 億円の所得を加えても、他地域への流出は 251 億円もあり、支出による生産への還流は 441 億円となります。地域経済の循環率は、654 億円の分配所得がありながら、441 億円の地域内支出となりますので、循環率は 67.4%となります。この値は県内市町村で 3 番目に低い値となっております。この地域循環を増やすことで地域の活性化につながるものと考えております。

それでは次の質問を行います。町の基幹産業を農業に位置付けている理由は、生産額が一番多いのが農業であります。この強みを活かすにはどのような施策が求められているのでしょうか。農業生産体制の整備に必要な具体的な施策をどのようにお考えかお伺いします。

○産業振興課長（住田谷 保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保） 3 点目の「町の経済における農業の位置づけは」についてお答えいたします。

中山間地域に位置する本町は、条件不利農地も多く存在しておりますが、持続可能な農業を確立するためには、議員ご指摘のとおり、生産体制の再構築が不可欠であると認識をしております。そのため、法人間の連携強化や新規就農者との協働体制の構築を進めるとともに、農地の集約化を一層推進し、経営規模の適正化と効率的な作業体系の確立を図り、引き続き本町の基幹産業、経済の中心として永続していくことが重要であると考えております。

○10 番（藤井照憲） 議長。

○議長（高橋公時） 10 番 藤井照憲議員。

○10 番（藤井照憲） 資料 3 をお願いいたします。この表は、地域の中で得意

な産業は何かを表しています。地域の稼ぐ力を付けるためには、地域の得意な産業若しくは強い産業で外から稼ぐ、不得意な産業は地域外の企業に任せる。このことは、先に述べたとおりですが、世羅町の得意な産業は、農業、林業、汎用・生産用・業務用機械などであります。この得意な産業を活かして、地域の特徴を活かして、地域産業構造を構築していくのが重要と考えます。

しかし、世羅町の農業は、生産額 140 億円（全産業で最大）、付加価値額 66 億円（全産業で最大）となっていますが、同じ分析から、農業の生産額は相対的に高いが、それでも町全体の所得水準を押し上げるまでには至っていない事実もデータが示しています。

もう 1 点お伺いします。地域の得意な産業は農業であります。地域内には家族経営の小規模な農家が沢山あります。経営規模の適正化と効率的な作業体系の確立で、農家の所得の向上は大丈夫でしょうか。お伺いします。

○産業振興課長（住田谷 保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保） 本町には、家族経営の小規模農家も多く点在をしております。全ての経営体が規模拡大を目指すという形にはならないということは認識をしております。そのため規模拡大型の経営体については、農地集約による効率化を進める一方で、小規模経営につきましては、高付加価値作物への転換や直売などによる所得向上、それぞれ経営条件に応じた経営戦略をとることが重要であると考えております。以上でございます。

○10 番（藤井照憲） 議長。

○議長（高橋公時） 10 番 藤井照憲議員。

○10 番（藤井照憲） 次に移ります。次に、第 1 次産業と第 2 次産業の産業別の労働生産性（稼ぐ力）と付加価値のシェアを見ますと、労働生産性と付加価値のシェアの両面で全国平均よりも高い産業は、農業と建設業であります。この農業の生産性の高い産地育成に係る具体的な施策をお伺いします。

○産業振興課長（住田谷 保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保） 4 点目の「総合計画における農業振興の取組みが曖昧ではないか」についてお答えいたします。

生産性向上施策は、全農地一律ではなく、条件に応じた重点化が必要と考えており、具体的には、集約可能エリアではスマート農業導入や規模拡大の支援、小規模・傾斜地、急傾斜地ですね、では高単価作物や特色ある農産物への転換等により、「稼げる産地」の形成を明示するとともに、目指してまいりたいと考えております。

○10番（藤井照憲） 議長。

○議長（高橋公時） 10番 藤井照憲議員。

○10番（藤井照憲） 資料4をお願いします。この表は、地域外から所得を獲得している産業は何かを示しています。左側のオレンジ色で地域外から所得を獲得している産業を示し、一番左側が農業で、地域内での生産額が大きい産業であり、地域で強みのある産業と言われる所以です。反対側の緑色の産業は、地域外に所得が流出している産業を示しております。

そこでもう1点お伺いします。「稼げる産地の形成を目指したい」とのことですが、稼げる産地化に必要な施策は何でしょうか。お伺いします。

○産業振興課長（住田谷 保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保） 稼げる産地を形成していくためには、生産体制と販売体制、この両面からの取組みが必要であると考えております。具体的には農地集約やスマート農業の導入などによる生産性の向上に加え、品質の安定また栽培基準の共有などを通して、産地としての信頼性を高め、また市場での評価される産地作りを進めていくことが必要であると考えております。以上でございます。

○10番（藤井照憲） 議長。

○議長（高橋公時） 10番 藤井照憲議員。

○10番（藤井照憲） もう1点お伺いします。生産性の向上のネックを私なりに思うには、全農地を一律に網をかけるのではなく、重点化施策が必要だと思います。しかしこれには生産者の理解が肝要だと思います。生産者理解へのお考えをお伺いします。

○産業振興課長（住田谷 保） 議長

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保） ご指摘の通りですね、生産性向上に向けた重点施策については、生産者の理解が必要であると、非常に必要であると考えております。そのためにも関連機関と連携しながら、地域の話し合いやいわゆる情報共有の機会を設けまして、地域の実情を踏まえながら、農地利用の方向性について理解を深めていくことが必要であると考えております。以上でございます。

○10番（藤井照憲） 議長。

○議長（高橋公時） 10番 藤井照憲議員。

○10番（藤井照憲） ご答弁のようにですね、産地特性をしっかりと生かして、その強みを発揮できるようにしっかりと調整指導していただきたいと思います。

次に今後取るべき農業施策をお伺いします。町の基幹産業は農業だと言われる点をもう少し補足したいと思います。それは雇用や生産量の多寡、多い少ないではなく、「所得を稼ぐ」産業として基幹性を改めて定義しなければならないと考えます。基幹性への再定義をどのようにお考えかお伺いします。

○産業振興課長（住田谷 保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保） 5点目の「今後とるべき農業政策の方向転換は」の「(ア) 生産性の向上型農業への明確な転換は」についてお答えいたします。

本町は、集約化や大規模機械化が困難な条件不利農地も多く存在しております。そのような農地は、生産性向上のみで評価できるものではなく、景観形成や水源涵養など多面的機能を有する重要な資産であると認識しております。このため、集積可能な地域では、農地の集約化、またスマート農業導入支援などにより「稼げる農業」への構造転換を進める一方、条件不利農地については、多面的機能支払制度の活用や、高付加価値作物への転換などにより「地域を守る農地」の維持を図ることが必要であり、「稼ぐ農業」と「守る農地」を地域特性に応じて両立させることが、本町農業政策の基本的な考え方であると認識しております。

○10番（藤井照憲） 議長。

○議長（高橋公時） 10番 藤井照憲議員。

○10番（藤井照憲） 資料5をお願いします。この表は、影響力指数と感応度係数を示しています。地域の核となる産業とは、地域の全ての産業間の取引構造

を網羅的に見た際に、原材料の調達先と、製品・サービスの販売先の両方で影響力が強い産業であり、「影響力係数」、「感応度係数」が共に1を超える産業を意味しております。

全産業を横軸に「影響力係数」、縦軸に「感応度係数」を取り、この表の右上半分は、核となる産業の区分を示し、その中で、農業が一番右端にあります。数値で申し上げますと、調達先に与える影響力係数は、1.14、一方、販売先の消費や投資の増加によって、影響を受ける感応度係数は1.07となっています。農業が1以上の数値を示しており、核となる産業と言えると思います。

そこで「稼ぐ農業」は所得の向上を伴うので理解しやすいのですが、先ほどのご答弁にありました「守る農地」は農地の公共性・公益性への理解が前提条件に思えます。守る農地へのインセンティブをどのようにお考えでしょうか。お伺いします。

○産業振興課長（住田谷 保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保） 条件不利農地につきましては単に生産性だけで評価をすることが難しい農地が非常に多いと思っております。

景観形成、また水源涵養などの多面的要素、機能を有しているものと認識をしております。そのため多面的機能支払制度などの仕組みを活用しながら、地域共同活動により農地維持を支援したいと考えております。そういった共同活動による農地維持で守る農地を支える仕組み作りが重要であると考えております。以上でございます。

○10番（藤井照憲） 議長。

○議長（高橋公時） 10番 藤井照憲議員。

○10番（藤井照憲） 守る農地という意味では循環型農業とか、生物多様性とか、こういった観点を含めてしっかりと施策を進めていただきたいと思っております。

次の質問にまいります。（5）の（イ）でございます。生産性向上型農業への明確な転換が必要ではないかという点でございます。農地集約、スマート農業、労働投入削減を前提とした設計が必要に思います。

また、担い手の数ではなく「1人当たりの付加価値額」を政策の指標に据えて、地域内に残る付加価値の割合を高める仕組みづくりが必要ではないでしょうか。

付加価値を最大限にする政策をどのようにお考えかお伺いします。

○産業振興課長（住田谷 保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保）（イ）の「付加価値を最大限にする農業政策は」についてお答えいたします。

付加価値を最大限にするためには、まず各経営体が自らの強みや経営ノウハウを再認識し、経営規模や地域条件に応じた戦略を明確に持つことが重要であると考えております。そのため、担い手育成協議会を中心に経営研修や情報共有を行い、経営感覚の醸成を図りたいと考えております。経営体ごとの戦略を明確化し、地域全体として最適な農地利用と収益構造を構築することが、付加価値最大化につながるものと考えております。

○10番（藤井照憲） 議長。

○議長（高橋公時） 10番 藤井照憲議員。

○10番（藤井照憲） 資料6をお願いします。この表は、地域内で所得（付加価値額）を稼いでいる産業は何かを示しています。地域の付加価値のシェアが全国の付加価値のシェアよりも高い産業が付加価値額で見た場合の得意な産業であり、比較優位な産業であります。

資料2でお示しした地域の生産・付加価値額は441億円でした。これを産業別付加価値額構成比で見ますと、表の左端からオレンジ色の棒グラフのように、農業が地域の中で所得を稼いでいる産業となっています。

しかし、一人当たりの農業産出額は高いが、一人当たりの付加価値額は産出額と比例せず、他の産業に比べて圧倒的に低いことがデータから読み取れます。

そこで、農業は、産業別では高い付加価値額を稼いでいます。一人当たりの付加価値額は低いデータがありますが、経営体ごとの戦略認識が課題のようです。具体的な指導の戦略はどうでしょうか。お伺いします。

○産業振興課長（住田谷 保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保） 経営体ごとの戦略認識を高めるためには、経営分析や情報共有の機会が重要であると考えております。そのため、担い手育成協議会を中心にした経営研修や事例紹介などを行い、経営体自らが自らの強みや

課題を整理し、経営戦略を考える機会を作っていくことが重要であると考えております。以上でございます。

○10番（藤井照憲） 議長。

○議長（高橋公時） 10番 藤井照憲議員。

○10番（藤井照憲） 次のウの質問にまいります。次は、高付加価値化や輸出拡大への取組みを見直す必要があると思います。町内外からもっとグローバルな「外貨獲得産業」への位置づけがあっても良いのではないのでしょうか。

最終的には、地域外市場での持続的な販売戦略があっても良いと思います。外貨獲得への戦略は、どのようにお考えかお伺いします。

○産業振興課長（住田谷 保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

（産業振興課長答弁）

○産業振興課長（住田谷 保）（ウ）の「守る農業からの外貨獲得につながる強化策は」についてお答えいたします。

本町の農業を地域外から所得を獲得する産業として強化するためには、単に生産量を増やすのではなく、「世羅」という産地そのものの価値を高める取組みが重要であると考えております。

具体的には、品質の安定や栽培基準の共有、産地としての統一的な発信を進めることで、市場において「世羅の農産物なら安心して価値がある」と評価される環境を整えることが重要ではないかと考えます。

議員ご指摘のとおり、産地としての評価を高め、価格決定力を持つ販売構造を構築することが、外貨獲得産業としての農業強化につながるものと考えております。

○10番（藤井照憲） 議長。

○議長（高橋公時） 10番 藤井照憲議員。

○10番（藤井照憲） 資料7をお願いします。この表は、住民の所得が地域内で消費されているかを示しています。地域内消費額と地域住民消費額を比較し、消費の流出・流入を把握することができます。次に、消費の流出率を県や人口同規模地域と比較して、どの程度の流出水準であるかも把握することができます。

左側の消費の流入・流出では、オレンジ色のグラフが地域内消費額を示し、青

いグラフは地域住民の消費額を示しています。この2つのグラフの数値差は、約38億円で、地域外からの流入を示し、右側の消費の流出率では、マイナス11.3%と消費が町内へ流入しております。流入率は県や同規模地域と比較して高い水準が伺えます。

消費の流入が高いデータがありながら、「守る産業」という発想の固定化や前例踏襲の補助金投入と現状維持を感じざるを得ません。付加価値を高める戦略をお伺いします。

○産業振興課長（住田谷 保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保） 生産力向上には補助制度だけではなく、産地全体で品質や出荷体制を整えまして、市場で評価される産地作りが重要であると考えております。そのため品質の安定、また栽培基準の共有、産地としての情報発信、こういったことで進めていくことで世羅の農産物は安心できる、価値があるという評価をですね、皆さんにさせていただくような環境作りを進めていくことが必要であると考えております。以上でございます。

○10番（藤井照憲） 議長。

○議長（高橋公時） 10番 藤井照憲議員。

○10番（藤井照憲） もう1点お伺いします。農業の産地力を高めるには、補助金ありきでは強力な施策の展開は難しいのではないのでしょうか。高い付加価値を生む農業に町単独で販売構造を高める工夫やブランド化が必要に思います。農業の強化策をお伺いします。

○産業振興課長（住田谷 保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保） 先ほどの答弁と少しダブルところもありますが、やはり農業に関しまして補助制度ありきということではいけないと思います。生産者にもよります自己努力も必要であると思いますが、そういった努力をする全て農家の方をお願いするのではなくて、先ほどの答弁とだぶるところもあるんですが、いろいろな団体、たとえばでございますが先ほど言いました担い手育成協議会さん等を中心としました研修を進めていきたいと。これはただ単に机に座って学習するというものだけではなく、他地域の先進地の視察研

修、いろいろな最新型の農業のやり方というのがあると思いますので、そういったところの現地研修も含めた研修をしていきたいと、そういったことです、それも法人間連携も含めてそういった研修も進めていきたいと、このように考えております。以上でございます。

○10番（藤井照憲） 議長。

○議長（高橋公時） 10番 藤井照憲議員。

○10番（藤井照憲） 大きな質問の最後になります。世羅町第3次長期総合計画における農林業の振興をリーサスの経済循環分析を基に振興策をお伺いしたところでございます。「農業振興」とは、所得を稼ぐ構造へ転換すべきで、客観的データを踏まえ、農業政策を明確な産業政策へと考え方から変える必要があるのではないのでしょうか。①農業の生産性向上の推進のための方策、②付加価値額を向上するための方策、③移輸出額を増やす方策など、具体的に示すと共に、町の役割も明確に示す必要があると思います。改めて、町の役割をお伺いします。

○産業振興課長（住田谷 保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保） 6点目の「町の役割は」についてお答えいたします。

議員からご示唆いただきましたように、農業振興は、データに基づき「所得を稼ぐ構造」へ転換する産業政策として進める必要があると改めて認識したところでございます。

ご質問の「生産性向上」は農地集約と担い手連携の強化により、「付加価値向上」は経営戦略の明確化と農地利用の最適化により、「移輸出拡大」については、「世羅」という産地の評価を高め、域外市場で選ばれる販売体制を構築するという考えにより対応してまいります。町の役割といたしましては、方向性を明確に示し、生産・経営・販売を一体的に支援することで、地域全体として持続的に稼げる農業構造を整えることに努めてまいりたいと考えております。

○10番（藤井照憲） 議長。

○議長（高橋公時） 10番 藤井照憲議員。

○10番（藤井照憲） 資料8をお願い致します。この表は、就業者の規模の推移を示しています。就業者は生産に従事すると共に、生活活動の対価として得た

所得を下に地域で消費を行うため、就業者の規模は地域の経済循環にとって重要な要素であります。

ここでは、地域の就業者の規模を地域内雇用者数と、地域住民雇用者数別に把握します。オレンジ色のグラフは、地域内の従業者数を示し、緑色のグラフは、地域住民の就業者数を示しています。この二つの数値差は、マイナス 7.1%で通勤者が地域外に流出しており、拠点性が低い地域を示しております。

そこで地域内の就業者数と地域住民の就業者数では、通勤者として地域外で就業している実態があります。地域内での就労の場の確保は出来ないものでしょうか。拠点性の確保をどのようにお考えかお伺いします。

○産業振興課長（住田谷 保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保） 農業分野につきまして就業者に関しまして、地域内に住んでいただいて農業をしていただくということは非常に大切なことであります。特にでございますが。近年話題になっておりますが鳥獣害被害につきましては家に住んでいても、農地の近くまで、家の前まで鳥獣が来ていろいろ被害を出しているという状況があります。ですから、農地に近いところへ人がいる、住むということは非常に重要であると考えております。こういったところですね、農業分野につきましては種新規就農者よそから来られる就農者等につきましては特にでございますが、空き家バンク等も入れながら、住居の確保もいろいろ相談に乗りながら対応してまいりたいと、このように考えており、以上でございます。

○10 番（藤井照憲） 議長。

○議長（高橋公時） 10 番 藤井照憲議員。

○10 番（藤井照憲） 町を支える農業はお米、畜産、果樹、園芸作物など、豊富な生産基盤に恵まれています。強い産業でございます。農業の立ち位置をデータでお示しし、ご答弁がございました。

令和の米騒動では、消費者米価が高騰するなど、未だ米 5 キロの平均価格は 4 千円前半で高止まりしています。地域の生産者は、持続可能な流通のあり方を求めています。消費者に世羅のお米は美味しいと言って買ってもらうなければ基幹産業として維持ができないと思います。

また、生産者には、肥料や営農資材の価格は高止まりしており、農家が仕事を続けられる行政の支援が必要に思うところであります。市場や農家に任せるのではなく、地域の産業を維持し、町の経済の好循環を支えて頂く政策と支援が必要であります。たとえば、町の職員のお一人お一人が基幹産業のセールスマンであっていただけないものでしょうか。強い味方になると思います。

リーサスの地域経済循環分析を基に「農業の所得を稼ぐ」「データの把握」にはどのような施策が必要かをお伺いしたわけでございます。町の基幹産業としての位置づけをハッキリと示していただき、農業の強い産業をさらに活かしていただきたいと思います。そのためには町のリーダーシップで農業を始めとする産業の活性化を強くけん引されるよう要望して、質問を終わります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 今回も農業政策について、多岐にわたりデータを基にいろいろとご示唆をいただきました。

町の基幹産業、農業のほうでも多岐にわたる農業あります。これは水稻に関わらず園芸作物、先ほど言われましたように、畜産分野、特に畜産のほう結構あるんですけども、世羅町は卵が一番多いというところですね、かなりそういった卵の価格も上げ下げが今はありますけれども、過去においてはかなり厳しい状況が続いていたと。特に餌の高騰等もありました。畜産でいうとですね、どうしても生き物でございますので、そういったところの管理となればかなり就労されるのにもご苦労いただいております。

米のほうで言えば、やはりある程度融通がきくといっちはなんですけれども、降る照るはあるものですね、かなり就労時間については、他の分野、園芸作物に比べてはかなりスパンがうまく就労については取れる分野でありますので、どちらかというとな積拡大のほうを、どうしてもなってしまう状況がございます。そうなるとな集約化ができてないところであれば非効率ということになりますし、特に今では機械がかなり高騰しまして、特に中古分野でもない、物件もない。それにやはり機械も壊れることが多いという状況です。やはりどうしても無理をしていく状況があります。面積拡大に伴いですね。そういったところの投資という形で町は支援を今若い方にも、もちろん地域の法人にもさせていただ

いている状況があります。これはあくまでも投資と私は考えています。やはり育てていくための投資です。継続していくのはもちろんそれはさまざまな国の補助制度ございます。それをうまく活用する中で、守る農業からまた一つ分野を上げてですね、6次化も進めながら、さまざまな展開をしていただけるような点は若い方の、若い方というか、意欲ある農業者をやはり町がしっかり後押しもしていかなければなりません。

産直市場においては、もう県内でかなりいろんな所に出店いただいておりますけれども、世羅という一つの名前の中で人気商品がかなり出ております。ただちょっと米については、今回ちょっとだぶついている状況が全国的にも見受けられます。これはやっぱり高価格で買い取ったがために、なかなか消費者とのアンマッチが今進んでいまして、米もなかなか流通の中で、価格高騰に、物流の部分でですね、大変だったというところ。先般マスコミ等の発表ございましたように、60キロあたりの単価、これ2万少し金額の経費とコストという面で出てきました。そうなるとそのことをもとに、JAが価格に今から関わり、そして今度は民間の買取価格が決まっていきます。そういったところで、そこを今統計を取ったことによって、ある程度これまでできてなかった部分が、しだしたことによって、ある程度の価格形成を進めなくてはいけないという国全体の流れだと思います。ただこれどうしても東北から始まっていきます。広島県遅いんですね、少し価格決定のほうか。そういったところが生産者にとっては、今後の生産体制といえますか、自分たちがどのぐらい植えて規模をやっていく。これまで通りでいいかというところではなくて、こういう米だったらこういう品種で、こういう時期にこういったものが展開したほうがいいのか、特にですね、今回、雨が少ないんじゃないかというような危惧もされておりました、雨というか水がですね。そうなる、展開がまたちょっと後ろへ梅雨時期に遅らす場合もありますし、さまざまな状況が出てくると思います。そこを明確に、産業振興課のほうでもいろんな方のご助言もいただきながら、またJAやらさまざま担い手協、また他の団体等も併せてですね、協議をしながら前向きな農業政策を進めていく必要があるかと思っています。とにかく所得が上がらないと、実は町の今、税金の申告もいただいておりますけれども、町の所得も上がってこないという状況にもなるかと思っています。そういった全てがWin-Winになるような形で、町がし

っかり先導して、リーダーとして職員ももちろんセールスマンにならなくてはなりませんけれども、町の施策としてしっかり位置づけて頑張っていかなければならないと考えております。

○議長（高橋公時） 以上で、10番藤井照憲議員の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開は10時10分であります。

休 憩 9時55分

再 開 10時10分

○議長（高橋公時） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に 要支援者を守る体制は本当に機能しているのか 3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） （挙手）

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） 議長より発言の許可をいただきました。通告に基づき、持ち時間精一杯質問いたします。

近年、自然災害が激甚化・頻発化する中で、災害時に最も大きな影響を受けるのは、高齢者や障がいのある方など、避難に支援を要する住民です。

私はこれまでの一般質問の中でも、繰り返し災害時における障がいのある方への支援、とりわけ個別避難計画の作成や福祉避難所の体制整備の必要性について、重ねて取上げてまいりました。令和7年12月議会で、避難所運営マニュアルを改定し、4つの福祉避難所を正式に位置付けたとの説明もあり一定の取組が進んでいることについては承知しております。

その上で今回は、これまで示されてきた方向性や考え方ではなく、それが今、町としてどこまで把握され、具体化され、実際に機能しているのか、この点に絞って質問してまいります。

(1) 避難行動要支援者名簿と個別避難計画に対する町の現状認識と基本姿勢はまず、法制度を踏まえた町の認識と個別避難計画に対する基本的考え方について伺います。

国の災害対策基本法では、避難行動要支援者名簿の作成は、市町村の義務とされており、一方で個別避難計画の作成は、市町村が努力義務として取り組むものとして理解しています。本町では、避難行動要支援者名簿は、作成・管理されている一方で、事前に福祉課へ確認したところ、個別避難計画については、「一部策定済」との回答がありました。策定人数や優先区分などの具体的な説明は示されませんでした。

そこで、避難行動要支援者名簿と個別避難計画をどう位置付け、現時点での整備状況をどう認識しているのか。併せて、個別避難計画の役割をどう捉え、今後どのように進めていくのか。町長としての、方針と決意を伺います。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 矢山 靖議員の要支援者を守る体制は本当に機能しているのかのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、明日は東日本大震災が起きた日でもございます。テレビやマスコミ等でも、こういった大災害の教訓をもとに避難行動であったり、さまざまな取組みについての報道もなされているところでございます。

町としてもこの自然災害、これまでも大きな線状降水帯並びに台風等の被害も受けてまいりました。その中で避難行動をとっていただく際に、さまざまな課題もたくさんございました。そういったところから、いろいろと各自治体においても、避難に関するさまざまな取組み、またそういった物品管理等も含めて、避難者に対する対応についてもいろいろと充実を図っているところではございます。しかしながら避難者にとってもやはりマイタイムラインは求めるものなかなかそういったところに至らないところもたくさんあるかもしれませんし、自主防災組織に委ねている部分もたくさんございます。行政職員としても限りがございますので、そういった地域とのさまざまな連携の中で、誰も取残すことなくきちっと避難をしていただき、安全安心にお過ごしいただくような体制作りが必要だと思っているところでございます。

はじめに、法制度を踏まえた町の認識と個別避難計画に対する基本的な考え方についてでございます。「避難行動要支援者名簿」は、災害対策基本法に基づき市町村が作成しなければならないもので、避難の支援と安否の確認、そして生

命と身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる要支援者の方の名簿でございます。また「個別避難計画」は、避難行動要支援者のうち、避難支援を実施するための計画を作成することに同意をされた方について作成する避難計画でございます。

町としましても、先ほど申し上げましたように、それぞれの方々、特にこういった高齢者、障がいを持たれた方々に対する避難の関係については綿密に行えるように取組んでいく必要があると考えておるところでございます。以上でございます。

○3番（矢山 靖）（挙手）

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） 制度の位置づけについては確認できました。しかし実際にどこまで整備が進んでいるのか明確ではありません。次は 個別避難計画の策定実数と策定率についてです。

内閣府防災の公表資料によれば、本町の個別避難計画の策定率は約7.4%とされ、県内市町の中でも下位の状況にあります。私が事前に担当課へ照会したところ、令和7年10月1日時点で、避難行動要支援者は2312人。そのうち名簿提供に同意されている方は1577人とのことでした。

そこで伺います。この1577人のうち、現在、実際に個別避難計画が策定されている人数は何人なのか。併せて、その策定率は何%になるのか、数値でお示しください。

また、この策定率について、町として「十分進んでいる状況」と認識しているのか、それとも「不十分」と認識しているのか。どちらか端的にお答えください。さらに、介護が必要な方、障がいのある方、75歳以上の高齢者など、どの区分を優先して計画策定を進めているのか。以上4点、答弁を求めます。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） それでは「個別避難計画の策定実数と策定率について」お答えいたします。令和8年2月1日時点で、避難行動要支援者は2240人、そのうち名簿提供に同意されておられる方は1512人おられます。個別避難計画は現在105人の方の策定ができており、策定率としましては7.0パーセントで

ございます。実績としては不十分な状況であると認識しております。また、個別避難計画策定における優先順位につきましては、障害区分や年齢区分ではなく、自治会や自主防災組織等の地区単位における地域の実情に応じて策定の協力をお願いしておるところでございます。

○3番（矢山 靖） （挙手）

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） 再質問します。ご答弁では、避難行動要支援者 2240 人、そのうち名簿提供に同意されている方は 1512 人とのことでした。逆に言えば、728 人の方は同意が得られていないということになります。この同意が得られていない方の中には、認知症のある方や判断能力の低下している方、あるいは制度そのものを十分に理解できていない方が含まれている可能性はないでしょうか。むしろ、同意が得られていない人ほど、支援が必要ではないかという視点を、町としてどのように考えているのか。個人情報保護を理由に本来最も守られるべき方が、取り残されることがあってはならないと私は考えます。町としてこの点をどのように認識しているのか、明確にお示してください。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） それではお答えします。世羅町の避難行動要支援者の対象でございますが、先ほど議員が申されましたように高齢者の方につきましては、75 歳以上の一人暮らしの方、また 75 歳以上のみの世帯の方、また障害のある方につきましては、身体障害者手帳 1 級または 2 級を所持されておられる方、療育手帳丸 A、または A を所持されておられる方、精神障害者保健福祉手帳の 1 級を所持されておられる方、そして介護保険要介護認定 3 以上の方を対象として名簿に登載をしております。

このうち、同意をいただいております方が 1512 名、同意をいただいております方が 728 名いらっしゃいます。この 728 名の中には、自ら避難ができる方、また、ハザード地域でなく、自宅が安全と考えておられる方、また家族がすぐ隣にお住まいの方、住民票上世帯分離をされておられる方、そういった方も含まれます。また議員ご指摘のように認知症や判断能力の方もおられると想定をされますが、この方につきましては、ケアマネジャーさんやヘルパーさん等、身近な

福祉の専門職の方へそういったご案内を私どももさせていただきましたということをお伝えしながら、今後ですね、そういった支援についてもお願いをさせていただこうと考えております。

これにつきましては、介護支援専門員の協会の世羅ブロックや地域連携ネットワークという多職種が集まる場がございますので、そういった場を通じてですね、個別避難計画の策定と併せて、皆様に周知の徹底を図ってまいりたいと考えます。以上でございます。

○3番（矢山 靖） （挙手）

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） 次は避難行動要支援者名簿の運用と実効性についてです。先ほど個別避難計画の策定人数、策定率について答弁がありました。そこで次に、その数値が災害時に実際に機能する仕組みになっているのかという点について伺います。名簿は現在、平時から民生委員や自主防災組織、自治会とどのように共有されているのか。また、見守りや声掛け、訓練などにどのように活用されているのか。本町の名簿は、災害時に実際に動く生きた名簿として機能しているか、お答えください。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） それでは、避難行動要支援者名簿の運用と実効性についてお答えをいたします。現在、避難行動要支援者名簿及び同意者名簿は、毎年6月に自主防災組織代表者と民生委員児童委員へ提供しております。この名簿は災害時に動く「生きた名簿」として機能させるため、避難訓練等の防災活動や日常の見守り活動の中で防災に関する情報提供を行うこと等にご活用いただいております。

○3番（矢山 靖） （挙手）

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） 再質問します。内閣府防災の避難行動要支援者名簿に関わる取組状況調査によりますと、本町の名簿更新頻度は概ね1年と公表されています。また、総合管理システム上の情報は随時更新しているものの、地域へ提供する同意者名簿は、年1回の配布であると事前に確認しております。しかし、転

居や入退院、施設入所、死亡などの情報は日々変動いたします。年1回の提供方式である以上、地域で使用されている名簿と実態との間にタイムラグが生じることは、構造上避けられないのではありませんか。そこで3点伺います。

1、その認識を町としてお持ちでしょうか。2、そのような名簿のもとに支援を行うことによる混乱や安否確認の遅れのリスクについてどのように評価しているのか。県内では半年更新としている自治体もあります。名簿の更新責任は行政にあります。地域に活用を委ねている以上、その前提となる情報の責任は、情報の更新頻度や共有方法について改めて検証し、必要な改善を図ることが重要ではないでしょうか。町としてそのような検証と改善に取り組む意思があるか、以上3点について、詳しくお答えください。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） それでは避難行動要支援者名簿の更新が1年に1回ではということのご質問にお答えをいたします。

現在避難行動要支援者名簿は毎年、新規で更新をしておりますが、新規の対象となられた方を1月1日時点で抽出いたしまして、それと併せてこれまで同意をいただいてない方への同意を促すお手紙を、2月、3月に発送をさせていただいております。

基幹情報システムでその都度亡くなられた方や新しく対象となられた方につきましては、福祉課で随時把握をしておりますので、この同意者名簿に限らず、災害時には避難行動要支援者名簿を関係機関からのご要望に応じて、同意者名簿と同意されてない方の名簿につきましては、災害時には全ての方の名簿を関係機関に配布させていただくこととしております。最新の情報につきましては、自治防災組織や民生委員の方へ随時お配りすることも可能となりますので、そのようなご対応をさせていただいております。以上でございます。

○3番（矢山 靖） （挙手）

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） 次は、個別避難計画は地域任せになっていないかです。事前に担当課から、「各地区自主防災組織や自治会が中心となって計画を進めている」との説明を受けました。しかし、地区によって担い手の状況や力量には差

があって、人手不足や高齢化が進む中で、「進めたくても進められない地区」が生じることは避けられないと考えます。

そこで、個別避難計画の策定が進まない結果、支援が行き届かない事態が生じた場合、最終的な責任は誰が負うのか。また、計画の作成・運用において、どこまでを地域の役割とし、どこからが行政の責任として補完・関与すべきとお考えか。

「地域任せ」になっていないかという点も含め、町としての考え方と責任の範囲を明確にお答えください。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） それでは避難計画は地域任せになっていないかについてお答えいたします。個別避難計画は、避難行動要支援者が作成に同意していただいて、初めて策定されるものです。本町では、地区の自主防災組織や地域のみなさまのご協力をいただく作成方式をとっております。防災担当の総務課が行う地域の防災学習会等へ福祉課も同行し、地域のみなさまへ個別避難計画についての説明や策定への協力をお願いさせていただいておるところでございます。

○3番（矢山 靖） （挙手）

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） これまで策定状況、名簿の運用、そして行政と地域の役割について伺ってきました。そのうえで国が示す基準と照らして、本町の取組みがどの段階にあるのか伺います。

国基準と町の取組状況の整合性についてです。国が示している「個別避難計画」では、支援者の具体化、避難先・避難手段の明確化、情報伝達方法の整理など、災害時に実際に機能する計画であることが求められています。

そこで、本町で策定されている計画は、国基準と照らして、どこまで満たされていると認識しているのか。また、形式的な計画にとどまっていないのか。現在の到達点と、課題について具体的にお答えください。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） それでは国基準と町の取組状況の整合性についてお答えいたします。本町の個別避難計画は、国のガイドラインに示された様式を使用しており、国基準は満たしていると認識をしております。取組みの課題につきましては、支援者の選考が困難で策定が進まないといったことが考えられます。

○3番（矢山 靖） （挙手）

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） 国基準は満たしているとのこと答弁でした。そこで次に避難支援の実効性を高めるための体制と連携のあり方についてです。まず、災害時における避難支援体制の責任と指揮系統について伺います。

前回12月議会では大火を想定した初動避難や受け皿のあり方について伺いました。今回はその議論を踏まえ、避難支援体制の責任構造と運用の実効性についてさらに具体的に確認いたします。

本町では災害発生時、誰が全体を統括するのか。行政・地域・福祉関係機関がどの指揮命令系統のもとで動くのか。最終的な責任はどこにあるのか。3点明確にお示しください。

○総務課長（升旗真路） 議長。

○議長（高橋公時） 総務課長。

○総務課長（升旗真路） それでは総務課のほうから2点目の「避難支援の実効性を高めるための体制と連携のあり方について」のご質問のAでございます。災害時における避難者支援体制の責任と指揮系統についてお答えさせていただきます。

初めに、本町の防災体制を担っておりますのは職員、地域であれば自主防災組織の方々、また消防団であります。日頃からそれぞれの役割を十分に把握をし、災害発生時には、迅速、的確な行動がとれるようにしておくことが重要であると考え、職員個々におきましてもこのことにつきましては「世羅町職員初動マニュアル」によりしっかりと認識をいたしております。併せまして、町長・副町長とも情報を共有・連携をし、住民の安全確保に努めることとしております。全体の統括につきましては、災害対策本部設置前の避難所開設について、広島地方気象台や広島県の防災担当と情報交換をする中で、今後の状況を町長に伝達するとともに、避難所開設について指示を受け、対策本部設置となれば町長を本部長、

副町長を副本部長とし、職員が一丸となって防災活動に取り組むものでございます。

○3番（矢山 靖） （挙手）

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） 再質問します。ご答弁では、防災体制全体の枠組みについては理解いたしました。しかし、私が伺っているのは、避難支援体制の責任構造です。とりわけ、避難行動要支援者の支援については、地域福祉関係機関行政内部がどの指揮命令系統のもとで動くのか。もし、その整理が明確でないのであれば、災害時の避難支援は、現場判断に委ねられることになり、結果として支援の遅れが生じる可能性もあります。改めて、避難支援に限定して、指揮命令系統と最終責任の所在を明確にお示しください。

○総務課長（升旗真路） 議長。

○議長（高橋公時） 総務課長。

○総務課長（升旗真路） お答えをいたします。今議員がご指摘をいただきました要支援者の避難でございますが、こちらにつきましても、先ほど少し答弁で触れさせていただきました初動マニュアル、また避難所運営マニュアル、こういったもので職員個々がそれぞれに連携をとって、要支援者、また配慮が必要な避難者におかれましての対応については進めているところでございます。以上でございます。

○3番（矢山 靖） （挙手）

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） 次に、福祉士、福祉専門職との役割分担について伺います。

ケアマネジャー等の役割分担と行政の補完責任についてです。ケアマネは災害時に直接避難を担う立場でなく、平時からの防災意識の醸成や地域との連携作りが本来の役割と考えます。そこで、災害発生時において、ケアマネジャー、地域包括支援センター、社会福祉協議会、それぞれにどの段階でどこまでの役割を想定しているのか、役割の範囲を明確にお示しください。そして、その役割を超える支援について、行政はどのように補完する体制を整えているのか。現場任せになっていないか。責任の所在と保管の仕組みについて町の考えを伺います。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） それではケアマネ等との役割分担と連携についてお答えいたします。ケアマネジャーは、介護保険制度に基づき介護が必要な高齢者やその家族を支援する専門職でございます。災害発生時には、担当するご利用者さまの安否確認や、必要に応じて避難支援の調整、介護サービスの再構築を行っていく役割を担っておられます。また地域包括支援センターは、町全体の高齢者を対象とする総合相談・支援機関として位置づけられております。災害発生時には、高齢者の安否情報の集約や要支援者の把握、ケアマネジャーに対する後方支援、災害対策本部との要配慮者の情報共有など、高齢者の支援体制を構築する中核的な役割を担っております。社会福祉協議会におかれましては、災害ボランティアセンターの設置や義援金、被災世帯への生活福祉資金の特例貸付けなど、地域生活の再建支援を担う機関でございます。

町といたしましても、ケアマネジャーを含む多職種のみなさまと協働して、平時から防災に関する研修を行うなど、今後とも連携に努めてまいります。

○3番（矢山 靖） （挙手）

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） 役割についてご答弁をいただきました。こうした体制が実際に機能するかどうかは、訓練による検証が重要です。

次に、障害者団体等と連携した実践的・インクルーシブな避難訓練について伺います。災害時の避難体制は最も支援を必要とする方が安全に避難できるかどうかという視点から検証することが重要だと考えます。体制が整備されていても、それが現場で機能するかどうか。実際の訓練によって検証されなければなりません。とりわけ、障がい者団体等と連携した実践的でインクルーシブな避難訓練は、地域の支援体制を具体化する上で重要であると考えます。現状では、自治体によって取組みに差があると認識しております。年齢、障がい、国籍などに関わらず、地域に暮らす人が共に参加する実践的な避難訓練の実施状況について、町としての現状認識と今後の取組み方針を伺います。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） 3点目の障がい者団体等と連携した実践的・インク

ルーシブな避難訓練についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、災害発生時の支援体制を整備するだけに留まらず、その機能の検証をするための実践的な訓練の積み重ねが不可欠であると認識しております。しかしながら、障害のある方をはじめ、高齢者、乳幼児を抱える世帯、要配慮者など、多様な住民が参加した訓練が実施されている現状となっております。今後町といたしましても、まずは障がい者等関係機関との協議の場を設け、災害時に必要となる支援や配慮事項について共有するとともに、避難所運営訓練を行うなど、平時から協力体制が構築できるよう連携に努めてまいります。

○3番（矢山 靖） （挙手）

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） 訓練の重要性については町としても認識されていることが確認できました。年齢や障害の有無に関わらず、地域に暮らす全ての人が安心して避難できる体制の構築が重要であると考えます。そこで次に、実際の避難所運営の現場において、個別の配慮がどこまで具体化されているのかについて伺います。

災害時において、視覚障がい者や聴覚障がいのある方は、掲示物が見えない、放送や呼びかけが聞こえないなどの理由から、必要な情報が届かず、避難行動や生活支援に大きな支障が生じる恐れがあります。避難所運営において、こうした情報コミュニケーションの面での配慮が不可欠であると考えます。そこで、避難所運営マニュアル等の中に、筆談ボードの活用、情報掲示の工夫、音声支援や誘導方法など、視覚・聴覚障がいのある方への具体的な対応方法はどの程度まで明記されているのでしょうか。また、情報コミュニケーション支援に特化したマニュアル等を作成しているのか、併せて伺います。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） 4点目の「災害時における視覚・聴覚障がい者への情報伝達とコミュニケーション支援について」のご質問にお答えいたします。

はじめに、「避難所運営マニュアル等の中に、視覚・聴覚障がいのある方への具体的な対応方法の明記と、情報・コミュニケーション支援に特化したマニュアルの等の作成について」でございますが、本町の避難所運営マニュアルにおきま

しては、要配慮者への配慮の必要性について記載しておりますが、ご指摘のような筆談ボードの活用や、文字による情報提示の具体的方法、音声による個別説明や誘導方法といった個別具体的な手段までは明記しておりません。しかしながら、一次避難所において必要とされる方がおられましたら、福祉課から筆談ボード等のコミュニケーションツールを持参することとしております。また情報・コミュニケーション支援に特化したマニュアルの作成につきましては、先進自治体の事例に学び、作成に努めてまいります。

○3番（矢山 靖） （挙手）

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） 課題が浮き上がってきたと思います。しっかり対策改善をしていただきたいと思います。次に、要配慮者個別避難計画と避難所運営との連動について伺います。昨年3月議会では、要配慮者個別避難計画の整備状況について伺いました。今回はその運用面、計画が避難所運営にどのように反映されているのかを確認いたします。災害時において、要配慮者が安心して避難生活を送るためには、個別避難計画と避難所運営の連動が不可欠です。計画が作成されていても、避難所で共有活用されなければ意味がありません。

そこで伺います。個別避難計画は、避難所運営の中でどのように共有整理される仕組みになっているのでしょうか。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） それでは、要配慮者個別避難計画と避難所運営との連動についてのご質問のうち、個別避難計画は、避難所運営の中でどのように共有活用される仕組みになっているのかについてお答えをいたします。個別避難計画は、避難所における良好な生活環境の確保のためと、発災後の生活支援において活用されるものでございます。引き続き、防災担当の総務課とも連携し、自治会や自主防災組織との活用の共有に努めてまいります。以上でございます。

○3番（矢山 靖） （挙手）

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） 連携に努めるとのことですが、連携は目的でなく手段です。実際の避難所運営においては、具体的な支援体制が整備されていなければ、個別

避難計画は形骸化しかねません。そこで、避難所ごとの支援者配置の考え方と体制について具体的にお示してください。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） 「避難所ごとの支援者配置の考え方と体制は」についてお答えいたします。一次避難所へ避難された方につきましては、初めに「避難者カード」に記入いただき、その情報を「避難者名簿」にまとめ災害対策本部へ報告をいたします。その情報を福祉課と共有する中で配慮が必要な方である場合は、一次避難所の担当運営職員により聞き取りを行います。既往歴（病名等）や服用している薬、かかりつけの医師等、必要な情報をつなぐことにより、一次避難所での生活が困難な方については、協定福祉避難所又は医療機関への協力の依頼をすることとしております。

○3番（矢山 靖） （挙手）

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） 次に、字幕、手話、点字、拡大文字、やさしい日本語などの情報保障について、どのような準備がされているのでしょうか。現状と課題、今後の取組み方針をお示してください。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） それでは「字幕、手話、点字、拡大文字、やさしい日本語などの情報保障について」お答えいたします。一次避難所における情報保障につきましては、障害のあるないにかかわらず、必要な情報がどなたにも確実に届く体制を整えることが大変重要と考えております。引き続き、情報・コミュニケーション面において配慮のある支援体制の構築に努めてまいります。

○3番（矢山 靖） （挙手）

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） 次は、職員・自主防災組織に対する障がい特性の理解と支援に関する研修の実施状況について伺います。職員や自主防災組織に対し、障がい特性に応じた支援方法の研修や訓練を実施しているのか、担当課としての現状把握と今後の取組方針、また課題をお聞かせください。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） それでは、「職員・自主防災組織に対する障がい特性の理解と支援に関する研修の実施状況について」お答えいたします。職員や自主防災組織に対する障がい特性の理解と支援に関する研修につきましては、職員については、世羅町職員安全衛生委員会主催の研修や、自主防災組織地域向けには福祉課の理解促進事業として行う町民向けの啓発研修を行ってまいります。

○3番（矢山 靖） （挙手）

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） 最後にそれでは町長に伺います。誰一人取り残さない災害対応体制の実効性と課題を踏まえた町長の責任についてです。

名簿や計画の整備が進められていますが、住民にとって重要なのは、それが災害時に実際に機能し、本当に1人も取残さない体制になっているのかという点です。これまでの取組みや策定状況を踏まえ、現時点での到達点と課題を、町長はどう認識しているのか。またその課題を踏まえ、実効性ある体制に向け、町長として今後どのように改善を進める考えか。

高齢者や障がいのある方を含め、誰もが安心して暮らし続けられる世羅町を作るため、災害時要配慮者支援に対する町長の決意を伺います。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 誰一人取り残さない災害対応体制の実効性と課題で私の責任についての御質問にお答えをさせていただきます。

災害発生時前から行政の内部ではですね、いろいろと气象台等、またさまざまな関係機関からの情報をもとに体制を整えてまいります。いざ大きな災害が発生しうるであろうというときに、避難所運営等についても、今それぞれ自主防災、並びに地域の自治会それぞれに連携をとりながらやっていっております。災害発生があった場合、各関係機関結集のもと対策本部を作っております。その中で私、行政の責任者から今度は全体的な災害対策本部の代表として取りまとめを行う中で、指示命令系統をしっかりと使いながら物事を進めていくという状況にあります。

災害避難の部分においても、さまざまな情報共有を行う中で、どの避難所にどのような対応が必要であるかといったところは、内部でもしっかりと協議をし、即対応ができるというところが必要であります。そのためにも連携取った本部会議、また直接担当課において、現場に向かい、また対応を行っていくという状況がございます。これまでも何度かそういった対策本部の結集する中で、対応を行ってきた経験もがございます。ただ大きな災害というものを想定したところ、特に他の地域で起こっております大規模な地震災害であったり、経験したことのないものはまだまだたくさんあるかと思えます。今回南海トラフ等の不安面もあるわけでございますけれども、町としてもそういった災害になれることのないように、何が起きたときにもうろたえることなく、そういった命令をしっかりと出していけるように町長としての責任、また対策本部長としての責任を負うものであろうかと思っております。

災害発生時に実効性のある個別避難計画とするためにも、先ほど申し上げましたように自治会や自主防災組織単位での協議を行いながら、避難支援者実施者を確保していく現在の世羅町の取組の手法は有意義であると考えております。しかしながら、個別避難計画は、災害時に命を守る役割を地域の皆様に担っていただく計画であるため、大変負担感が大きく、それが策定の遅れの要因にもなっていると考えております。町民の皆様におかれましては、日頃から災害時に自分を助ける準備をしておいていただきたい、自ら命を守るというところもお願いしていきたいと思えます。防災意識を高めていただく、そのために必要な取組みを関係機関、関係団体の皆様と連携して進めてまいりたいと考えているところでございます。

○3番（矢山 靖） （挙手）

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） 町長答弁を受けて改めて伺います。ここまでの答弁を総合いたしますと、個別避難計画の策定率は約7%であり、不十分との認識。名簿は年1回更新、実戦的なインクルーシブ訓練は十分とは言えない。情報保障の具体的手段は、明文化途上、そして地域の負担が大きいとの認識。こうした状況にあると理解いたしました。制度は整いつつあるものの、実効性にはなお多くの課題が残っていると受止めています。

災害の現場では、制度でなく、実際の行動が命を守ります。本定例会では、手話言語条例、障害者条例制定が可決されました。これらの条例は、誰もが地域で安心して暮らせる社会の実現を理念として掲げています。理念が掲げられるほど、その実効性は問われます。災害時に情報が届かない、支援が届かない。そうした状況が残るのであれば、理念との整合性が問われるのではないのでしょうか。条例改正を契機として、災害時の情報保障体制及び要配慮者支援を具体的にどのような工程と責任のもとで強化していくのか。私は、災害時の最も基礎となる、特に個別避難計画策定率の数値目標を設定、各名簿の定期的検証、障害者団体等と連携した実践的訓練の計画化、情報保障の具体策の明文化、こうした取組みを、期限を定めて進めるべきであると提言いたします。

その上で伺います。こうした状況を踏まえて、現時点の体制で本町は、誰一人取残さない災害対応体制になっていると町長は断言できる状況にあるのでしょうか。

町長として、誰一人取残さない体制を実効あるものとするため、今後どのような改善をいつ頃までに進めるお考えか。改めて町長の決意をお示しいただき、この項目の質問を終わります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 今回矢山議員の質問において、さまざまな課題もご示唆いただきました。全てが完璧なというところには至っていないというところを、行政内部でもしっかり把握をしていきたいと考えております。条例制定の関係については、実効あるべきものにすべきだと思っていますので、これはもう既にプランを持っていかなくてはいけないと思っています。今回の災害対応との関連というところにおいて、しっかり実効力のあるものに必要があろうと思います。また今年も後何か月かすれば出水期に入ってまいりますし、災害といったところ、危惧をしております。そこが対応能力がしっかり整えるべく、これからまだ時間があるかと思っています。ただ、いざ冬の時点でも大雪が降ったりとか、何が起きるかわからないという状況はあります。ですから日々準備はしていく必要があろうかと思うんですけれども、本日ご示唆いただいたような状況等をしっかり把握して、また行政内部だけで、これは解決するべきものではないという

ころで、各団体、そして何よりも自主避難をしていただくところで、また組織として、その避難者をしっかりケアしていただくところ、リーダーシップもそうですけれども、フォロワーシップは必ず必要になってくるわけですので、そういったところとしっかり連携を持って早急に進めていかなくてはならないと。今回の質問において、しっかりご示唆いただいと思っておりますので、期限はなかなかすぐ言えませんが、早急な取組みが必要であるという捉えたところでございます。

○議長（高橋公時） 次に ケアマネジャー不足と介護保険制度の持続性について 3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） 議長。

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） 質問の要旨、私は今年2月の臨時会での物価高騰支援事業の議論や町内の介護現場で働く方々から寄せられた切実な声を通じて、世羅町の介護体制は今まさに、大きな岐路に立っていると、そういう問題意識を持っております。ケアマネの問題は単なる人手不足でなく、介護保険制度の持続に直結する問題です。ケアマネジャーは、要介護認定後の支援をつなぎ、在宅介護を支える制度の要です。その担い手が疲弊し、減少すれば、制度は形式上あっても、住民を支える力を失います。だからこそまず、町内の実態がどのようになっているのかを確認したいと思います。

(1) 世羅町におけるケアマネジャーの実態について伺います。町内ケアマネ事業所関係者へのヒアリングでは、ケアマネが慢性的に不足していること。1人当たりの担当件数が多く、時間的余裕がないこと、休日や時間外対応が常態化していることなど、厳しい勤務状況が示されております。こうした現場の声を踏まえ、数字の面からも状況を確認いたします。

私が日本共産党広島県議員団を通じて県担当課へ資料要求したところ、令和7年10月末時点で、町在住のケアマネ資格登録者は151人とされています。一方で、広島県全体では、ケアマネ資格登録者は2万886人いるものの、実際に事業所に届け出て業務に従事している方は4849人とどまっています。つまり、資格を持っていても、現場で働いていない、いわゆる潜在資格者が多数存在してい

るということです。

さらに、県内事業所からの届出ベースでは、町内で業務に従事しているケアマネは 38 人とされています。しかし、先日の担当課長へのヒアリングでは、年齢構成や従事実態として示された人数は 20 人程度でした。また、町内の事業所関係者から聞いた声でも、「新規の利用者を受けたくても受けられない」「人が足りない」という状況が続いています。

そこで町長として、現在町内で稼働しているケアマネジャーの人数や勤務実態をどこまで把握されているのか。その現状は、町の介護体制を維持するうえで十分だと認識しているのか、それとも不足していると認識しているのか、町長の認識を伺います。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 「ケアマネジャー不足と介護保険制度の持続性について」のご質問にお答えをさせていただきます。

まずこのケアマネジャーの方々は各事業所等でご活躍いただいておりますけれども、我が家もケアマネジャーの訪問を受けてございます。電話連絡等で時間を決めて対応いただいておりますけれども、やはりそれに対応するべく、かなり遠方なところへも行くというところもありまして、多岐な業務があるものと認識しているところでございます。

この実態についてでございます。本町の居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所に勤務されておられるケアマネジャーにつきましては 21 名おられるわけでございます。国の基準では、ケアマネジャー 1 人が担当できる利用者の数の上限については 44 人と定められております。現状、世羅町ではケアマネジャー 1 人あたり平均では 27 人を担当しておられます。現状では数は充足しているという認識しております。多分、それぞれまた違うとは思いますが、個々においてはですね。そういった実態もしっかり把握していく必要があるかと思いますが、その事業所において、そういう不足であるという声がある場合もございます。そういったところについてはまた今後資格をお持ちの方はですね、しっかり勤務いただけるような体制を整える必要があるかとも私も考えているところではございます。以上でございます。

○3番（矢山 靖） （挙手）

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） 町長答弁ありましたが、町長は充足しているとの認識とのことですが、しかし、現場では大変厳しい状況にあるという声が届いております。町長にも是非、先ほど言われましたが、現場の実態や声を直接知っていただきたいと思います。

次に、労働環境について伺います。現役のケアマネ事業者からの聞取りや手書き回答では共通して次の実態が示されております。書類業務が非常に多く、本来のケアマネジメントに十分な時間を割けないこと。人手不足の中で、1人が複数の役割を担っていること。さらに、ケアマネが慢性的に不足し、1人当たりの担当件数が多く、休日や時間外対応が常態化していることなど、現場の疲弊した実態が示されております。とりわけ印象的だったのは、制度はあるが、現場には余力がないという言葉です。介護保険制度は、国の制度として一定の枠組みが定められておりますが、その運用のしわ寄せが現場に集中しているという実態が見えてきます。これは、ケアマネ個人の努力や工夫だけで解決できる問題ではありません。町として、こうしたケアマネ事業者の経営環境や業務負担が生じている要因をどのように分析しているのか、伺います。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） それでは2点目の「『労働環境』について」のご質問にお答えいたします。はじめに、「居宅介護事業所の経営環境や業務負担についての課題認識について」でございますが、議員ご指摘のとおり、ケアマネジャー業務において、書類作成の負担や資格更新のために必要な研修の受講が負担となっていると認識をしております。しかしながら、介護保険法により義務付けられたケアプラン等の書類作成は、介護保険給付の適正化においても緩和できない業務でございます。現状、シャドーワークと呼ばれるケアマネジャーの本来の業務ではない部分のサービス対応等が、仕事を続けていくことの困難さを招いている要因の一つでもあると考えます。

○3番（矢山 靖） （挙手）

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番(矢山 靖) 再質問します。先ほどシャドワークと呼ばれているケアマネジャーの本来の業務でない部分のサービスと今言われました。そのシャドワークについて、詳しく教えてください。伺います。

○福祉課長(和泉美智子) 議長。

○議長(高橋公時) 福祉課長。

○福祉課長(和泉美智子) いわゆるケアマネジャーのシャドワークにつきましては、書類作成の事務手続き以外、たとえば受診への同行、入退院の付添い、薬の受取り、安否確認など、介護保険サービス以外のことにも対応せざるを得ない状況にあるとお聞きをしております。また、本来、ご家族や親族が担うものをケアマネジャーが対応しておられるともお聞きをしております。以上でございます。

○3番(矢山 靖) (挙手)

○議長(高橋公時) 3番 矢山 靖議員。

○3番(矢山 靖) 次に、事業所経営についてです。近隣市町と比べ、待遇や業務環境、支援のあり方に差があれば、ケアマネが町外へ流出することも現実的に起こり得ます。実際に、町内の事業所関係者からは、近隣市町との条件の違いから担い手が町外へ移っていくケースが生じているとの声も聞いております。ケアマネが不足すれば、新たな利用者を受けられず、在宅生活を支えられない。そうした事態にもつながりかねません。それは結果として、家族の介護負担の増大や、施設入所への偏りを招き、介護保険制度全体の負担増にも直結します。町として既に発生している流出や、将来的な担い手不足について、どのような危機感を持っているのか伺います。

○福祉課長(和泉美智子) 議長。

○議長(高橋公時) 福祉課長。

○福祉課長(和泉美智子) それでは「事業所経営について」お答えをいたします。ケアマネジャーの多くが50歳代、60歳代といった町の現状の中で、今後の担い手不足は深刻な問題であると認識しております。ケアマネジャーの業務負担の軽減策につきましては、国の審議会においても議論されているところです。今後も国の動向を注視しながら、引き続き、世羅町といたしましても人材の確保に向けた取組を進めてまいります。

○3番（矢山 靖） （挙手）

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） 再質問します。ただいまの答弁では、担い手不足について深刻な問題であるとの認識は示されましたが、対応としては、国の動向を注視するという内容にとどまっているように感じました。しかし、先ほど申し上げた通り、世羅町在住の資格登録者は151人いる一方で、実際に町内で従事しているのは38人。担当課の認識では21人という状況です。つまり、資格を持ちながら現場に戻っていない人材が、一定数存在している可能性があります。であるならば、町として、潜在的な資格者の把握や、現場に戻ることができない理由の調査など、町独自にできる実態把握や対策を検討する必要があるのではないかと考えます。改めて、町として、潜在資格者の把握や現場復帰に向けた取組みを検討する考えがあるか伺います。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） 町としまして、ケアマネジャーの実態把握につきましては、日頃から地域包括支援センターに集う町内の居宅介護支援事業所のケアマネジャー、また施設におかれましても、計画策定のケアマネジャーがおられます。

施設を合わせますと、現在38名のケアマネジャーが町内におられますが、広島県の医療介護基盤課に問い合わせますと、町内には151名の方が登録をされておられる状況にあるとお聞きをしております。しかしながら先ほども申し上げましたように、シャドーワークと呼ばれるケアマネジャーの働き方、これを改善しなければ、なかなかケアマネジャーへの復帰が難しいということが要因の一つ。また、ケアマネジャーにつきましては、更新資格でございますが、もう次は更新しない、しんどいから続けたくないといった声もたくさんお聞きをしております。

現状世羅町の地域包括支援センターにおきましても同様な現状がございます。ケアマネジャーの解消不足につきましては、世羅町におきまして、実務研修の受講試験の補助金制度や、また更新に伴う資格の教材費等の補助制度というものも設けてはおりますけれども、それでもなかなか若い方のケアマネジャーの確

保にはつながっていないという現状がございます。

広島県にお聞きしましたら、ケアマネジャーの受験者数は年々激減をしているということもお聞きをしました。こうしたことを踏まえますと、将来的には現在の介護支援専門員、ケアマネジャーが高齢化をしてまいりますので、世羅町においても、現在は充足をしておると考えておりますが、将来的には不足の恐れが生じてくると危機感を持っているところでございます。以上でございます。

○3番（矢山 靖） （挙手）

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） 大変厳しい状況にあると、県も把握している。町としても、いろいろ対応、補助とかしてそういった施策をとっているが、なかなか難しいということが浮かび上がってきました。

最後に、町として果たすべき役割について伺います。ここまで伺ってきたように、町内ではケアマネジャーの担い手不足、業務負担の増大、事業所経営の厳しさなど複数の課題が重なり合っています。介護保険制度を将来にわたり維持できるかどうかは、この現場をどう支えるかにかかっております。これ以上現場任せでは限界だという切実な声が、具体的な課題として示されております。こうした現場の声こそが、制度の持続性を考える上で、重要な指標になっていると考えます。町として、実態を継続的に把握すること。現場の声を直接聞くこと。国制度の枠内にとどまらず、町としてできる支援を探ること。こうした視点が今求められています。また、担い手不足は単に処遇や事業者努力の問題にとどまらず、将来を担う人材にこの仕事の価値や役割が十分に伝わっているのか、町全体として考える必要がある課題でもあります。

町の介護保険制度の持続性という観点から、町長としてどのような認識と危機感を持っているのか伺い質問を終わります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 町として果たすべき役割についてご質問いただきました。議員いろいろとご示唆いただきましたこの介護保険制度、これができてからというものかなりな年月を経過してございます。実際できたときの時代とは少し違っているのではないかと思います。若い世代が負担をし、高齢者の介護と社会

福祉のほうへ、しっかり予算を獲得するための制度であったと思いますが、それと同時に一番課題であったのは人材はどうするのかというところ。これについてなかなか資格制度はしっかりあるものの、その内容の把握をし、国としてもどう取組むのかといったところがまだまだ課題があることは認識はしていただいていると思います。ただ、私ども、こういった小さな自治体において、この制度をしっかりと町として応援しようというところ限りはあります。どうしても限られた人材の中、限られた施設の中でそういった取組みを行うわけでございます。先ほど福祉課長のほうからもこの介護保険に関わる介護人材の確保については、さまざまな補助等も行っているということを示し述べたと思います。資格取得や更新に際しましては、世羅町福祉人材資格取得等補助金を活用いただく。また、社会福祉協議会や老人福祉施設と連携して世羅町介護人材確保等総合支援協議会を設置し、人材定着に向けた研修、資格取得のための講座の開催等も行っているところでございます。担当課といたしましても、近隣自治体への人材情報の共有を行うなどの努力をしております。令和9年度には、高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画を策定してまいります。中長期的な視点に立って、高齢化問題や介護サービスのニーズに対する施策の着実な推進を図るとともに、引き続き町全体で高齢者を支えられるまちづくりに取り組んでまいります。以上でございます。

○3番（矢山 靖） （挙手）

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） 答弁は特に結構なんです。一言だけ。高齢者を支えることはもちろん重要ですが、その高齢者を支えているのは、現場で働くケアマネジャーや介護従事者の方々です。そうした方々を支える視点も今後ますます重要になると私は考えております。以上です。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 議員おっしゃる通りですね、現場のしっかり声を聞けということでございます。今回はケアマネのご質問でございましたが、ヘルパー等のほうについても、かなり厳しい現場があるというふうな声は聞いてございます。特に体力を使うといったところにおいて、介護ロボットを導入されるところも

ありますし、また、だんだんと若い世代をしっかりと、特に世羅高校は今そういった福祉専門で頑張っておられますので、そういったところのお声がけもされているようでございます。なかなか私どもの年になると腰が痛いという方が多くて、もう介護現場行けなくなりましたという声もあります。しかしそういった方々はやっぱり福祉の専門でございますので、地域力、地域において福祉の活動も一つお助けいただいているところでございます。そういったところをしっかりと次世代へつないでいけるような仕組み作りが必要だと考えております。

○議長（高橋公時） 以上で 3番 矢山 靖議員の一般質問を終わります。

次に 高齢者世帯への支援体制は 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） はい、7番。

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） 議長より質問の許可をいただきましたので、通告に基づき質問をさせていただきます。高齢者世帯への支援体制は。

日本では少子高齢化の進行に伴い、高齢者の見守りや健康、介護に関する問題が深刻化しております。一人暮らし高齢者の増加により孤独死や異変の発見の遅れといったリスクが高まっていますが、家族が遠方に住んでいたりすることから、日常적인見守りが難しくなっている現状があります。

認知症により、判断力の低下による事故や詐欺被害、徘徊などが社会問題となっております。さらに、筋力や認知機能の低下によるフレイルが進むことで、転倒や骨折をきっかけに寝たきりへとつながる悪循環も懸念をされる場所でもあります。また、高齢者が高齢者を介護する老老介護の問題も深刻です。

これらの問題は個人や家族だけでなく社会全体に影響を及ぼしており、地域包括ケアの充実や介護人材の確保、健康寿命の延伸、ICTを活用した見守り体制の整備など、総合的な対策が求められています。

そこで、高齢者世帯や生活困難者への支援体制についてお伺いします。本日は課題を指摘させていただくとともに、町民の皆様に対して、こういった施設もあるんだということもお知らせするということが併せて質問を進めさせていただきたいというふうに思っております。

まず1問目として、見守り活動の現状と課題は。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 向谷伸二議員の高齢者世帯への支援体制についてのご質問にお答えをさせていただきます。まず高齢者世帯への支援の中で見守りという部分においては、さまざまに地域や団体等にお世話になっているわけでございます。特に、民生児童委員の皆様方によります、これは月1回、巡回相談活動を始め、また協定しております郵便局や新聞販売店、そして金融機関等々の地域見守り協定、体調不良や異変を感じられた際の相談や、救急車の要請など対応を行う緊急通報装置システムの貸与、高齢者の栄養改善と安否確認を行います訪問給食サービス、そして地域包括支援センターや生活支援コーディネーターによる訪問活動等がございます。

見守り活動の課題といたしましては、地域のサロンやイベント等へ参加をされない高齢者の孤立や、閉じこもり、また「干渉されたくない」、「見守られたくない」といった方々の支援、そして見守る側の高齢化についても、今後の課題であると感じておるところでございます。多くの課題はたくさんあるわけでございますけれども、この少子高齢化の中での見守り体制のあり方、中山間地域の悩みでもございます。町としても精一杯、担当課をもとに、地域の方と連携しているいろいろ頑張っている状況でございます。以上でございます。

○7番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） ご答弁の中から何点か質問させていただきます。まず見守り協定について、内容をご説明をいただけますか。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） 世羅町では、民生委員児童委員協議会と、世羅町、そして町内の事業所と現在41の事業所と、見守りの協定を結んでおります。これには先ほど町長の答弁にもございましたように、新聞販売店や郵便局、ガス会社、そして牛乳や乳飲料の販売店そういった事業所、コンビニエンスストアというところも協定に入らせていただいております。この制度は平成23年度から協定を順次結ばせていただいております、現在41事業所となっておりますが、

ご家庭にご訪問された際や、通りがかり等にですね、声をかけていただいたり、少しの異変に気づいていただいて、それを世羅町や、また警察署、消防署へ連絡通報をいただくというような協定内容となっております。

年間で大体2件から9件程度の報告をいただいておりますが、昨年度までに合計で63回の報告をいただいております。以上でございます。

○7番（向谷伸二）（挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） 次に緊急通報システムという、これについての内容をお願いいたします。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） 世羅町ではこの緊急通報装置システムを、安心電話安心センターという名称で皆様にご紹介をさせていただいております。対象につきましては65歳以上の高齢者世帯の方、これは2人以上の方でも対象となります。申請時には緊急連絡員を1人、そして協力員2人の登録が必要となります。協力員の方は、体調不良や手伝いが必要なときに様子を見に来てくれるご近所の方を指定していただくようになっております。

この緊急通報装置は、大きく3つのタイプの固定装置や携帯型の装置、センサー式の通報装置とございますが、4業者からの機器を選択ができるようにしております。安いもので月額380円、高いもので月額569円、そういった機器をつけていただいてですね、ご利用いただくようお願いをしておりますが、携帯電話の普及とともに年々ご利用者の皆さんが減ってまいりまして、現在、令和7年度では18世帯の方がご利用をされておられます。以上でございます。

○7番（向谷伸二）（挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） 町では令和6年度から救急車を呼ぶべきか判断に迷ったときに相談できる救急相談センター、#7119の活用を始められました。これについての内容を詳しくちょっとご説明をいただけたらと思います。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（高橋公時） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） #7119 についてお答えをいたします。令和6年度から導入いたしましたこの#7119救急相談センターは、令和6年度が年間91件、ひと月あたりで8件程度のご利用がございます。直近では令和8年1月が13件、令和7年度の現在まで10ヶ月で106件のご利用となっております。年代別に見ますと、幼児から高齢者の全年代にわたってご利用がされておまして、特に土日・夜間の利用が多い状況でございます。以上でございます。

○7番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） 今の状況を聞きますと年々増加傾向にはあるのかなというふうには見受けられますが、月平均10件程度。これが多いのか少ないのかちょっと私も判断としてはちょっと迷うんですが、ただ最初に聞いたとき多くはないなという感じを受けました。これに関して周知不足という点があるのではないのかなというふうに感じたんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（高橋公時） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） 件数については、議員おっしゃいますように多いのか少ないのかというところはちょっと判断をつきかねますが、相談された内容で見ますと、約3割が医療機関の案内で進んでおります。約6割が救急車を呼ぶことが推奨されたケースであるとか、自力で受診が可能な場合は受診を勧められるというケース、救急医療相談という内容になっております。

周知につきましては、この開始時に全世帯に対し、チラシのほうを配布をさせていただきました。また町広報への掲載、また施設へのチラシ配下とポスターの掲示、また地域のサロンに出向いて周知をしたこともございますが、引き続き体調不良時や受診の判断に迷った際にご利用いただけるように周知啓発のほうは取組んでまいります。以上でございます。

○7番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） これ非常に大切というか、役に立つ制度だと思うんですよ。ですから広報なんかでもドーンと載せなくても、常に載せて、目につくような状態に持っていかれる、包括支援センターもそうだと思うんですけど、悩みがある

ときにここへってというのは小さくていいんで、常にその目につくところに掲載されるべきだと思うので、是非その辺もご検討いただけたらなというふうに思います。

次に訪問給食サービスについての内容をお願いできますか。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） 訪問給食サービスについてでございますが、これは高齢者の方に身体上または精神上的の障害のために食事の調理が困難な在宅のお宅に対して配食を行うことで、自立と生活の質を確保して、身体的・精神的な負担の軽減を図るために、訪問給食を行っておりますが、これに加えて配達業者に安否確認を行っていただいております。

訪問給食サービスにつきましては、昨年度の実績では、現在 75 人の方が利用されておられまして、年間で 9081 食を配食をしております。

1 人当たりの自己負担でございますが、現在 440 円をご負担いただいております。町からは 5 キロ圏内であれば、プラス 480 円、5 キロ以上であれば 580 円の補助をしております。事業者に対しての補助をしております。以上でございます。

○7 番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7 番 向谷伸二議員。

○7 番（向谷伸二） 今利用人数が 75 人とおっしゃられたんですが、750 人ではないでしょうか。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） 延べ数でいきますと、はい、年間で 750 人となります。以上でございます。

○7 番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7 番 向谷伸二議員。

○7 番（向谷伸二） さまざまなサービスを提供されているということで、是非困っておられる方に、しっかりとこういった制度を周知していただけたらというふうに思います。

先ほどものご提案をご答弁にもありましたが、民生委員児童委員の皆様には、毎月の巡回相談活動にご尽力をいただいております。この場を借りて深く感謝を申し上げます。また民生委員以外の方でも全地域ではございませんが、多くの区で、地元の地域生活支援員、コーディネーターと言われておられますが、この支援員の方が町民からの要望をお聞きしたりして行政への橋渡しをしていただいております。以前は、各地区に包括支援センターのさくらというものを設置されておられて、住民に対する細かいフォローがしっかりできていたというふうに思っておりますが、現在、そのさくらがなくなったということで現状の体制についてお伺いをいたします。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） それではお答えします。合併以前からですね、地域の住民の皆様から介護に関するご相談の窓口としまして、世羅町地域包括支援センターにつなぐ窓口機能として、世羅町社会福祉協議会にランチ型総合相談窓口事業というものを委託をさせていただいておりました。

具体的には世羅・甲山地域は、世羅町社会福祉協議会内に2人の職員の方、また世羅西地域は、社会福祉協議会のせらにし支所へ1人の職員の方を設置をしておいていただいております。しかしながら令和6年度末に社会福祉協議会より人員体制の確保が困難となったという理由で、窓口を世羅町地域包括支援センターに一本化したほうが良いのではないかという申し出をいただきまして、委託契約を解除することとなりました。このため現在令和7年4月からは世羅町地域包括支援センターへ、新たに介護相談員2名を配置しまして、町全域を対象として、介護に関する相談対応や訪問支援を実施しております。以上でございます。

○7番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） 以前3名だったのが2名になったということで、全体的に見ると、体制が縮小されたというふうな形を私的には感じております。これに関してのお考えがございましたらお願いします。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） 現在この2名の相談員による訪問相談支援でございますが、対象者が町内に313名いらっしゃいます。この対象者の方は、65歳以上の高齢者の世帯のうち訪問の必要があると認められた方でございますが、介護サービスを利用されておられる方や一人暮らしの認定を受けられておられる方は、この相談員の訪問の対象からは外しております。

民生委員の訪問が困難な場合や複数の支援が必要な場合など、状況に応じまして連携しながら柔軟な対応をしておるところでございます。また世羅町には、町長の答弁にもありましたように、生活支援コーディネーターを8地区に配置しております。実際には自治センターに席を設けていただいて、週2回、また3回の出勤をいただきながら、介護保険への橋渡し役としてもご活躍をしております。そういった方々と、年に4回連携会議を設けまして、世羅町の包括支援センターの介護相談員と生活支援コーディネーター、また町の福祉課が一堂に会して、地域の見守りの対象の方の情報共有や、連携体制を図っておるところでございます。そういった中で、制度の狭間におられる方もたくさんいらっしゃるんですけども、見守りの対象とさせていただくような取組みを地域の皆様コーディネーター民生委員の皆様を含めて取組みを進めておるところでございます。以上でございます。

○7番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） 訪問される方が決まっているという部分もありましたけど、実際その現場の話を聞いてみると、やはり以前に回られて、地区をもう少し密に回ることができたというふうにもお伺いしております。今の地域支援員様もそうですけど、特に地域支援員様などには今決まった、これ何歳以上であったりとか、これを介護に関係した人っていう以外の方ですよね。通常でもいろいろ問題を抱えておられるような方の掘り起こしといいますか、要望等を聞くという意味でも非常に意味があったというふうにお聞きをしております。もちろん今のお2人の方が大変非常に優秀で知識も豊富で、非常に活躍されているというのは存じておりますが、やはり人数というものがですね、3分の2になってるわけですから、やっぱその辺のフォローが十分でない可能性は私はあるのではな

いかなというふうに考えております。

福祉に関しては多くの事業を社会福祉協議会様に対して委託をされておられます。そちらでも人手不足に陥っていると、今回のさくらをやめられた経緯にしても、やっぱり一番の大きな問題は人手不足というふうに聞いております。その辺の事情についての認識はどうでしょうか。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） 社会福祉協議会におかれましては、地域により近いところでの福祉活動に取り組んでいただいております。そういった高齢化率の高い世羅町内におきましては、大変社会福祉協議会のご協力をいただかないと、この福祉施策全般について隅々まで取り組みを進めていくことが難しい状況にございます。またいろんな事業ですね、社会福祉協議会へ委託事業としてお願いをさせていただいております。それには必要な人員の確保というところも大変苦勞されておられるという実情もお聞きをしております。世羅町の福祉課と日々連携をしながらですね、社会福祉協議会への支援という形もありますが、社会福祉協議会、また民生委員児童委員会、さまざまな団体と連携しながら、こういった形で皆様の見守りを進めていくかということについては今後も引き続き連携しながら進めてまいりたいと思います。以上でございます。

○7番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） 次の質問は、町長にご答弁をお願いしたいと思うんですが、委託事業に関する委託料が、やはり十分ではないという可能性もある。それによって人手の確保が困難になっているという状況があるのではないかというふうに、私のほうで推察をしているわけですが、やはり人に動いてもらう、福祉という仕事はですね、人とのつながりが最も大切と考えております。人とのつながりには時間と経験が必要です。実務経験者はとても重要な戦力であり、支援を必要とする住民にとっての命綱でもあります。そういった意味でも、しっかり対価を支払って経験を積んでいただくことが重要と考えます。やっぱり仕事をしていただく上で、その人にも生活がかかっているわけで、そういったことから、しっかりとした対価が支払われているのか、そういったところも併せて町長の答

弁をお伺いしたいと思います。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 私のほうへご質問いただいたのが社協への委託料のことであらうと思います。この委託料等については、例年社協と協議を行っているわけでございます。その時点で、何らかのアクションがないと、やはり継続してやっていただく事業を大幅に単価変更というような形にはちょっと至らない部分がありますし、やはりある程度全圏域見てですね、そういった費用面について、必要なものはお支払いするという形での委託料を作っている状況はございます。どの分野においての委託料が不足という部分について詳細は私のほうへ声が入ってきてないんですけれども、ただ私も共同募金も含めて、社会福祉協議会との関わりはかなり持っております。そういった個別の意見も聞かせていただきたいところではあるんですけれども、なかなか職員からすぐ言いにくい部分もあらうかと思えます。会長等ともいろいろと普段から議論をするところでありましてけれども、委託料の部分について、どういったところが不足がちであるのかというところは、また聞かせていただければと思っております。

○7番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） 私も正確に金額どうのこうの知っているわけではございませんが、福祉という仕事は、社会的な必要性は高くですね、業務量は非常に多いと。その責任の割合には経験年数が増えても賃金が低く抑えられているような現状があるのではないかというふうに認識をしております。

要は福祉という部分で人という戦力という、その部分ではどうしても今後必要とする部分であらうかというふうに思います。人材不足を解消するためにはやっぱり行政支援がどうしても必要ではないかなというふうには思っております。先方が言われなから、今のままでやってこられたという部分もあるかもしれませんが、実際やはり福祉人材は足りていないわけですから、それを充足するには何をしたらいいかっていうような、時間的制約を解消するという、いわゆるデジタル化でたとえば書類を書く時間を減らすであるとか、そういったことは可能であらうと、連絡もデジタル化でスムーズに行うというようなこともあ

ろうかと思いますが、いわゆる対価としての部分もしっかりとしてあげないと、やはり人は集まってこないという部分は絶対にあると思うんですよ。生活してるわけですから皆さんね。どんな仕事だってボランティアじゃないわけですから、やっぱそういった意味も含めて、そういった人材を作ろうという、今後にかけて作っていかなくてはって、世羅に人材を確保しようというのであれば、その部分もどっか考えておかないとよそに流れるっていうことになると思うんですよ。だからその部分はしっかりと検討していただきたいというふうにお問い合わせをして、要望をしてですね、次の質問に入ります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 人件費部分において、デリケートな部分があるんですけれども、実際社会福祉協議会においては、こういった委託をする部分と、また営業利益的にいわゆる収入が入る部分とございます。そういったところで広域的な部分の委託した部分においての人件費については、もう年間も決まったものあります。これは公務員と同じ給与という形をお支払いすることになっています。人働を関わってきます。ただ、時間外手当とか、そういった部分については別にうちは出さない、もう委託した時間内でやっていただくというのが本来のあり方でございます。ですからうちでやる正職員と付度ないぐらいなところではですね、委託をしている状況もあるんですけれども、それでも人材が集まらないというところはですね、やはり仕事内容にもよるものがあるかもしれません。やはり厳しい状況、多岐にわたるところ、専門部分が必要だと、そういったところもありますので、どういう条件がというところはですね、まだ私も細部にお聞きしてございませんけれども、また今後、社会福祉協議会としっかりお話をさせていただければと思います。

○7番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） 標準的にこういった形でやっているという部分はわかります。ではなくて、世羅町として今後どうしていくか、そのためにはどういうふうな投資をするかっていうことも考える必要があるのではないですかということをお話をさせていただいてる部分であります。

では次にいきます。せらまちタクシー周知および利用拡大の取組みについてお伺いをいたします。先日も住民の方から、せらまちタクシーの利用を考えているがどこに聞いたらいいのかわからないというご相談を受けました。カタログをすぐ取りに行き説明をさせていただきました。行政側は周知を行っていると言ってもですね、特にサロンなどの利用がない方、いわゆる社会的つながりが薄い方ですね。そういった方に対しての、周知が知れ渡っていないのではないかなというふうな感じを受けましたが、これについてお伺いをいたします。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） 2点目の「せらまちタクシーの周知及び利用拡大の取組みは」についてお答えいたします。

せらまちタクシーは、地域住民の身近な交通手段として利用いただいております。現状の周知方法としては、広報誌、ホームページ及び地域に赴いての乗車説明会や乗車体験会を実施しております。

町といたしましては、マイナンバーカードを活用した新たな決済方法の追加や、運賃及びダイヤ改正に対応するため、さらに分かりやすい情報発信が必要であると認識しております。

引き続き、運行主体である世羅町商工会と連携し、広報誌等により全体に周知を図りますとともに、対面による説明会や乗車体験会を充実させ、より身近に感じていただける広報活動を推進し、せらまちタクシーの利便性向上と利用促進に取り組んでまいります。

○7番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） ただいまご答弁にありました対面による説明会や乗車体験、これも非常に有効な部分であるかなというふうには思っております。拡大に関してはですね、思っておりますが、周知に関して、今回ちょっと特に気になっていいますので、お話をさせていただくんですが、先ほども言いましたけど、サロンに通っておられない方、あるいは広報誌の文字、文字だけではなかなか理解できない方、あるいはホームページなど見たこともない方、そういった方が町内にはやっぱ多数おられると思うんですよ。当然執行部としてはですね、「広報誌に出

しています」、「ホームページを見てください」っておっしゃられるわけですが、そうでない方がたくさんまだおられますよっていうことを、やはりその認識をしていただかないと、やっぱり「言ってます」、「伝わってません」でしたやっぱりそれで終わってしまうんですね。その部分は何とか解消していかないと、本当の意味での福祉にならないのではないかなというふうに思っております。

先ほど福祉の話の中でも、地域生活支援員の話をしていただきましたけど、こういった方が持って歩けば、本当にものすごいこれは戦力だと思うんですよ。本当にその場所へ行って、「いや、お父さんが、今回ちょっと病気になって、私動けないんよ」っていう話をその場で聞いて帰るわけですから、「タクシーあるよ」と、これが一番早いわけです。たとえば皆さんが周知している。でも、皆さんが周知したときに、その人が必要ないと耳には入ってこない。「ああそう、そういうこともあるんだね」ってすつとここへ流れる。いざ自分がそういう立場になったときに、「どこに頼んだらいいの」ってなるんですよ。だから、タイムリーにその方が困ったときに、困ってる情報をどれだけ早く入手するかっていう、手に入れるかっていうことなんです。そこには地域でいうと自治センターと地域生活支援員、もうこれ情報の宝庫ですよ。あそこのお父さんちょっと自治センターだったら、すぐ話題になります。あそこのお父さんちょっとねっていうような話はすぐ来ます。それがあればすぐそこに行けるわけですよ。それこそ本当の生の情報を取ってこれるっていうこと。それをするためには、そういった地域の支援員であるとか、先ほど言ったように回っていただける方がしっかり必要なんだと。その人に対する支援をしっかりと、そういった方が活動しやすいようにしてはどうですかっていう、そういう提案をさせていただいてます。是非、しっかりその辺もですね、ご検討いただいて、どうやったら本当の意味でつながりができるか、周知できるかというのを是非ご検討いただきたいというふうに思います。

次に行きますが、1月に開催された地域医療を考える集いに私も参加させていただきました。その中で皆さんの声に答えますというコーナーがございました。そこでの質問がありましたので、ちょっと紹介をさせていただきます。夫婦とも83歳2人暮らしです。現在老老介護しているが、介護できなくなったときどうすればいいか心配です。まだ自力で病院にも行けるが、自分の体力や認知に不安

があります。また別の質問では、家族の介護に疲れています。介護の負担を軽くする方法はないのでしょうかとの質問をいただいて、その場でパネラーの皆様がご回答なりをされておられました。本当皆さん不安一杯な状況にあるのだなというのがよくわかりましたが、そこでお伺いします。認知症・介護の支援体制についてお伺いをいたします。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） それでは「認知症・介護の支援体制は」についてのご質問にお答えいたします。

団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年には、認知症高齢者の数が 3 人に 1 人となると言われております。本町における認知症の支援体制といたしましては、「地域のつながり」という強みを活かした細かな支援が重要となってくると考えます。現在、地域包括支援センターを中心に認知症初期集中支援チームを配置し、認知症の早期発見・早期支援に取り組んでおります。また認知症サポーター養成講座の開催により、地域の皆さまや事業者の皆さまの理解促進と見守り体制の充実を図っております。

介護の支援体制につきましては、フレイル予防として行う通いの場や介護予防教室の開催など、運動・栄養・社会参加の一体的な取組みを推進しております。また、保健師やリハビリ職等による地域への出前講座を行い、重度化防止に努めております。介護者の負担軽減につきましては、認知症カフェや家族介護教室の開催、家族介護交流支援事業の実施に取り組んでおります。

令和 8 年度に策定する高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画におきまして、共生社会の実現を推進するための認知症施策推進計画を盛り込み、本町の認知症施策をより充実させるとともに、引き続き医療・介護・福祉・地域住民・関係機関が一体となった地域包括ケアシステムのさらなる進化を図り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。以上でございます。

○7 番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7 番 向谷伸二議員。

○7 番（向谷伸二） さまざまな支援をしていただいているということがよくわ

かりました。その中で施設に入所したくても定員がいっぱいで入所できない方がいるというふうに住民の方からも指摘を受けました。入所待ち状況に時間がかかってなかなか入所できないというふうにお聞きしました。施設の不足は発生していないのか、支援体制はどうか、その点についてお伺いをいたします。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） 介護施設入所に関する支援体制について、また入所待ち状況、施設の不足状況についてお答えをいたします。

介護施設入所に関する支援体制につきましては、施設入所の要件などが決まっている施設などもあります。地域包括支援センターにおける相談にお越しの際に、どのような施設があるのかなどの情報を提供させていただいたり、入所の相談の支援を行っております。

入所待ちの状況についてでございますが、以前は2年待ちというのが普通でございました。現在は年々入所待ちの期間が短くなっており、1年以内に入所ができるような状況でございます。

施設の不足状況につきましては、世羅町では、他市町との比較におきましても、施設が県内で4番目に多い自治体としてございますので、充足をしておる状況と認識をしております。以上でございます。

○7番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） 介護する側も体力や精神的負担が大きいとお聞きしております。認知症カフェや家族介護教室の開催など支援策もございますが、2人での介護生活の場合は家を留守にすることも難しいと、そういった状況も発生するのではないかというふうに思われます。今後介護する側に対する更なる支援策というのがありますか、その点をお伺いをいたします。

○福祉課長（和泉美智子） （挙手）

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） 介護する側への更なる支援策でございますが、先ほど答弁をさせていただきましたように、自宅で介護をされているご家族を支える事業としまして、世羅町では、家族介護教室や家族介護交流支援事業というも

の実施をしております。

家族を介護されている者同士で集まって情報交換をされたり、また旅行に行かれたり、リフレッシュをしていただいたり、またオムツの交換方法や介護の手法についてですね、学んでいただく場を設けております。また経済的な負担軽減を図る施策といたしましては、要介護3以上の方を在宅で介護されているご家族に対しては、介護用品券、これオムツ券でございますが、それをお配りしたり短期入所券、ショートステイの利用券というものをお配りしております。そういったものをご活用いただきながら、休息を取っていただいて、在宅の介護を続けていただけるようにご支援をしてみたいと考えております。以上でございます。

○7番（向谷伸二）（挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） 地域医療を考える集いの中で、レスパイト入院というものを私も初めて知りました。レスパイト入院ですかね。これについてのご説明と、活用状況がわかれば教えてください。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（高橋公時） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） レスパイト入院についてお答えをいたします。このレスパイト入院とは、医療処置が必要な患者さんを対象に、介護者の休養のために、要介護者を短期間入院させる医療保険適用の制度になります。

この活用状況につきましては、町全体での活用状況はちょっと把握ができませんが、公立世羅中央病院での実績としては令和7年4月以降に6名の方がご利用されております。日帰り入院が1名、24回のご利用、泊まりの入院が5名で22回のご利用がある状況でございます。

○7番（向谷伸二）（挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） 非常にこれ介護されている方にとっては非常に有益な制度だと思います。本当に助かる、休息ができる、そういう時間を持たせていただけるといふ、これ非常にいい制度だと思うんですが、若干利用者が少ないなど。知ってる方は何回も利用されているっていうのが今の回数でわかりました。これ

もっと周知すべきだと思うんですが、それについてはどうでしょうか。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（高橋公時） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。介護疲れや介護離職など精神的・身体的な限界を迎える前に、かかりつけ医であるとかケアマネジャー地域包括支援センターや、訪問看護などなど、そういったところにご相談いただくとともに、こういった制度があるということを知っていただくことは大変重要だとは考えております。

身近なかかりつけ医やケアマネなどと、普段から相談しやすい関係作りで、こういった入院であるとか、ショートステイにつながるよう、全体への周知というのはなかなか難しいところではございますが、医療機関の関係であるとか介護保険の関係、また町の地域包括支援センターなどに気軽にご相談をいただければと考えております。

○7番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） 次の質問に移ります。以前同僚議員が終活支援について詳しく質問をされました。今回は財産に関することだけについてお伺いをいたします。空き家問題に関わりがある家や土地など財産に関する終活支援への取り組みはあるのでしょうか、お伺いをいたします。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） 4点目の「家や土地など財産に関する終活支援は」についてお答えいたします。

町が実施している空き家・空き地バンク事業におきましては、ご要望があれば、町内各地域で実施されておられます高齢者サロンの場に定住支援員がお伺いし、高齢者の方々が気軽に相談や質問がしやすい環境のもと、空き家・空き地バンク制度の説明や個別の状況に応じた相談をお受けしています。

今後ご自身の住まいや将来の整理について考えるきっかけ作りの一つとして事業の継続を図るとともに、空き家・空き地バンク制度の周知及び相談しやすい体制づくりに努めてまいります。

○7番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） これも先ほど同様の話になりますけど、参加されている方に対して情報を提供しているということで、そうでない方には情報が伝わっていない可能性がやっぱり十分あるということですから、先ほど福祉課等とですね、連携も取っていただけることができるのであれば、連携をとって、できるだけ住民の方の要望を拾い上げていただけたらなというふうに要望をいたします。

次の質問に移ります。終末を終末というのは人生の終末を穏やかに地元病院や介護施設自宅で過ごしたいとの希望を持っておられる方がおられます。終末医療に対する終活支援としての取組みがもしあればお願いをしたいと思います。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） それでは「終末医療に対する、終活支援としての取組みの考えは」のご質問にお答えいたします。

終末期における終活支援は、人生の最終段階に向けて、医療や介護、葬儀、財産管理などさまざまな課題を整理していく必要がございます。こうした課題を整理するためには、長期の時間を要しますので、早期から終活についてご家族や関係者で相談できるツールとしまして、福祉課において終活ノートを作成し皆さまに配布しております。本年度、終活ノートの内容の見直しを行い、デジタル情報や終末期における医療や介護に関して、ご本人の希望を記入できるよう変更いたしました。本人が望まれる最期を迎えるためにも、早期からご本人、そして身近な親族をはじめ、医療・介護の専門職と一緒に話し合いができるよう、町といたしましても一層の普及啓発に取り組んでまいります。

○7番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） 私の本意といたしましては、人生最期を地元で過ごしたいという奥様であったりとか、そういった思いというのが実際はあるというふうに聞いております。そういったことに対して行政が何か支援ができるものがあるかどうかということをお聞きしたかったんですが、実際これは医療現場であったり施設現場との関係もありまして、答えられるのは非常に難しいかとは思

いますが、もし何かそういった気持ちを持っておられる方はたくさんおられるというふうに聞いておりますので、何かその支援するようなことがありましたら、またご検討いただけたらというふうに思います。

今回の質問で、地域包括支援センターがさまざまなことに取り組まれて頑張っておられるということはよくわかりました。ただずっと今回お話をさせていただいた地域包括支援センターにしても、せらまちタクシーの移動の支援にしても、よく知らない人がいるという現状をどうやって取込んでいけるかという部分をですね、しっかりご検討いただきたいなというふうに思います。

昨日同僚議員からも、病気になったときの対応とか、そういったこともお話をされておられましたけど、今日は基本的には高齢者支援という立場で話をさせていただきましたが、そうでない若い方でも困ったってということは発生するわけですね。それをいち早く情報を取ってくるということが出来るのは現場しかないっていう部分があるわけですよ。それ以外がもしあるのであればもちろんそれはいいんですけど、そういう総合的に考えてもやっぱりそこを拾っていくってことは非常に重要な点だなというふうに思っております。それをするためにも、やはりそういった人を育てる、非常に福祉にはその経験とか、知識とか、人間関係とか、いろんなことがついて回りますので、時間がかかると思うんですね。今高齢化が進んでいて、今後「心配だ、危惧している」というようなことも、課長の答弁の中でもありましたけど、それがわかっているのであれば、若い人材を育てないといけないってことですよ。だからその若い人材を育てるのをどうするかっていうのを考えるのが仕事ですね。そこをしっかりと、行政としてどういうふうに仕組みを作って、どういうふうに人を育てて、財政的にもどうやって支援をしていくのかと、そういったことをしっかりご検討いただきたいと、そのことを要望して、私の質問を終わります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 今回向谷議員から、町の支援メニューについてのいろいろと説明をさせていただく機会をいただいたということで、本当ありがたく思いますし、まだまだ周知が足りないということでもあります。

高齢者に対してのみならずということで、さまざまな町のメニューございま

して、若い方にも寄り添った形で、なおかつ高齢者で、特に老老介護とか、単身世帯であったりして、本当にお困りの方々の声というのが自治センターも含め、そういったコーディネーターの方々、また先ほど言いましたように民生委員さんの方々ですね、そういったところからの声として受止めて、また現場としてしっかりそれに対応していくべき、早く対応するといったところかと思います。

最初冒頭申し上げたんですが、人に頼らない人というのがいらっしゃることも多いんですね。「もう救急車呼んでもらわんでいいけ」というような声とかですね、「病院は行きたくないんだ」とかいうような人もいらっしゃるんですよ。そうなるからでは遅いというところをしっかりとですね、お互い普段から人間関係というところがあるろうかと思っています。孤立した社会を作らないようにですね、町もしっかり温かみのあるまちづくりが必要だと思っていますので、今後ともいろんな情報等ございましたら、また私どもにもいただければと思います。どうぞよろしくをお願いします。

○7番（向谷伸二）（挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） 確かに先ほど受入れられない方がおられるという部分も非常にポイントになっているのかなというふうにも思っております。ですからもちろん行政側として支援をしていくっていう、これは当然やっていただくわけですけど、たとえば簡単なもの、目に付いてぱっとわかるもの、たとえばA4用紙に、たとえば健康のことにに関して緊急のことがあったときには、#7119 という番号だけがポンと載せるであるとか、たとえば介護とか認知で困ったらか、不安だったら、もう包括支援センター何番。たとえば2つか3つ、本当に主要なものだけを並べたものを冷蔵庫に貼ってもらえるようなものを、パウチングしたようなものでもいいから、これを貼っておいてくださいと渡すだけでも、全然違うと思うんですよ。目につくような形で置いとく。だから交流が難しいのであれば、その人が見て済ませられるようなものを、アナログではありますけど、そういった形のものもそれだったらそんなに経費もかからないと思うので、そういった形で配布して回るというのも一つの手ではないかなというふうに思っておりますので、よろしくご検討をお願いします。以上です。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 言われたようにですね、目につきやすいところへ、これまでも努力はしているんだと思うんですけども、まだまだ足りてないと思いますので、これは今の健康管理に関する事、福祉に関する事、また防犯に関する事、いろいろあろうと思います。そういったところ目の付きやすい場所に対応できるように頑張ればと思います。

○議長（高橋公時） 以上で、7番向谷伸二議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これで「散会」いたします。

次回の本会議は、3月23日午前9時から「開会」いたしますので、ご参集願います。

（起立・礼）

.....

散 会 12時15分